

平成27年第6回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより平成27年第6回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、7番井澤議員と8番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、9月8日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。本日召集されました、第6回町議会定例会の議会運営等につきましては9月8日開催されました議会運営委員会において協議し、会期については本日9月15日から明日9月16日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日9月16日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日9月16日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成27年7月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1番、要望経過報告について。川上町長。

町長

1の要望経過報告をいたします。要望項目、237号線の整備改良について要望してございます。要望先は道内の地元選出の国会議員並びに、国土交通省北海道局でございます。要望月日は9月の3日であります。要望者は町長であります。国道237号線は道南、道央と道東を結ぶ産業、物流、あるいは観光ルートとして、重要な路線でございまして、近年は車両の大型化や日高自動車道の日高富川インターの開通に伴って車両の増加が著しく、安全対策の必要性が一層強まっているところでございます。特に小平から二風谷間の北島地先においては、7月にも大型車の単独事故によりまして、一時交通止めするほか、これから冬季の凍結時に高低差と急カーブによる事故も頻発が予想され、また過

去にも死亡事故も発生する危険箇所がございますので、早期に対処するように強く要望したものでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

2番目として、農作物の作況について。産業課長。

産業課長

農作物の生育状況について報告いたします。資料1をご覧ください。作況状況、日高西部農業改良普及センター日高西部支所による9月1日現在の状況になります。水稻につきましては、生育は順調に経過しており、平年対比でマイナス1日となっております。牧草につきましては、好天が続いておりまして、2番牧草の収穫が順調に進んでいるということで、平年対比でプラス9日というふうになってございます。次に、サイレージ用トウモロコシの登熟については順調に進んでいるということで、平年対比で平年と同じというようなかたちになってございます。次にトマトの出荷状況につきましては、8月26日現在で9395トン、金額で29億7500万円で前年対比、数量では90.3%、金額で95.2%となっておりますが、単価では昨年よりも、キロあたり18円上がっている状況でございます。次に水稻の品種別作付面積につきましては表に書かれている状況でございますけれども、ななつぼしが全体の64%、355.3ヘクタールとなっております、前年より17.6ヘクタールの減となっております。ゆめぴりかにつきましては全体の24.0%ということで前年より10.1ヘクタール増加してございます。全体的にはゆめぴりかが増加し、他品種は減少してきている状況でございます。また今年度新たな品種そらゆきが3.8ヘクタール作付けされておりますけれども、そらゆきにつきましてはきららに代わる品種として耐寒性に優れ、収量も多いということで、今年度から作付けをされている状況でございます。町全体としましては作付面積は昨年より18.2ヘクタール減少しているような状況でございます。また8月28日に行われました不稔調査では平取町全体で2.6%、去場で2.8%、貫気別で2.3%となっております。昨年より数値が3.0%下がっており、平年値よりも4.2%低くできは非常に良い状況になってございます。最後に水稻作柄でございますけれども農林水産統計による8月15日現在の見込みでは、北海道全体で平年並み、日高管内でも平年並みとなっております。以上、農作物の生育状況についての報告を終わります。

議長

3番目として、平成27年度平取町表彰者について。副町長。

副町長

行政報告3点目の平成27年度平取町表彰者について、資料2によりご報告申し上げます。平成27年度の功労表彰者及び貢献表彰者の決定につきましては9月8日に開催いたしました平取町表彰審議会におきまして、諮問申し上げ、当審議会より資料2のとおり被表彰者の答申を受けたところでございますが、町といたしましては答申のとおり決定いたしましたので、その内容について、

ご報告を申し上げます。それでは、区分ごとに被表彰者のお名前と功績概要についてご紹介を申し上げます。はじめに1の功労表彰者ですが、まず、自治功労賞の安田功二様ですが、平成7年5月より平成27年4月までの5期20年間にわたり、町議会議員としてご活躍され、この間、副議長をはじめ、議会運営委員長、各常任委員会副委員長、平取町外2町衛生施設組合議会副議長などの要職を歴任し、町政のためにご尽力されるなど自治の振興発展に大きく貢献をされました。次に、同じく自治功労賞の鈴木修二様ですが、昭和54年5月から現在まで、通算20年余にわたり町議会議員としてご活躍され、その間、議長をはじめ産業厚生常任委員会委員長などの要職を歴任され、町政の発展に尽くされているほか、長年平取町農業委員も務められるなど幅広い分野で活躍され、自治の振興発展に大きく貢献をされました。次に同じく自治功労賞の藤澤佳宏様ですが、平成3年5月に初当選以来、現在まで通算20年余にわたり議会議員として務められ、この間、議長をはじめ副議長、日高西部消防組合議長などの要職を歴任され、町政の発展に尽くされているほか、長年消防団員として務められるなど幅広い分野でご活躍され、自治の振興発展に大きく貢献されました。以上3名の方々が自治功労賞の受賞となります。続きまして産業経済功労賞の青山和裕様ですが、昭和55年5月に平取町商工会理事に就任され、その後平成18年には副会長、平成21年5月には会長に就任し、本年5月に退任されるまでの35年間の長きにわたり、商工会並びに商工業の発展に寄与するとともに、総合開発、総合振興計画審議会委員をはじめ、多くの公職を務めるなど、地域産業の振興発展に大きく貢献をされました。次に同じく、産業経済功労賞の奥村秀宏様ですが、昭和63年4月から現在まで平取町農協及びびらとり農協の幹事として27年間にわたり務められ、その間、平成9年から代表幹事として、また本年2月からは常勤代表幹事として農協の健全経営に向け、重責を果たされ、地域農業の振興発展に大きく貢献されました。次に、同じく産業経済功労賞の吉田正志様ですが、平成3年4月から本年4月に退任するまでの24年間にわたり、平取町農協及びびらとり農協の理事として務められ、この間、副組合長、常勤の専務理事を歴任し、また平成18年より農協の子会社である有限会社平取アグリサポートの代表取締役も兼務され、農協運営にあたり重責を果たし、地域農業の振興発展に大きく貢献をされております。次に、同じく産業経済功労賞の高橋一夫様ですが、平成12年4月から本年4月に退任するまでの15年間にわたり、平取町農協及びびらとり農協の理事、幹事を歴任され、農協の健全経営を進めるなど、地域農業の振興発展に大きく貢献をされております。次に同じく産業経済功労賞の檜野公様ですが、平成3年に平取町森林組合の理事に就任後、平成12年には副組合長に、平成18年には沙流川森林組合の代表理事組合長に就任し現在に至っております。沙流3町の森林組合の合併にあたっては、合併協議会委員として合併を積極的に推進し、平成14年に沙流川森林組合を実現し、新しい時代の森林組合体制の構築など、地域林業の振興発展に大きく貢献されております。次に同じく産業経済

功労賞の佐々憲一様ですが、平成6年2月に平取町森林組合の幹事として就任され、合併後の沙流川森林組合では、平成15年2月から代表幹事として現在に至っております。この間、森林組合の健全経営に重責を果たされ、地域林業の振興発展に大きく貢献をされております。以上6名の方々が産業経済功労賞の受賞となります。続きまして、2の貢献表彰者ですが、本表彰につきましては本年より新たに各分野におかれまして地域の振興発展などに貢献され、その功績が顕著な方を表彰するものであります。はじめに自治貢献賞の議会議員ですが、勤続年数12年の千葉良則様、櫻井幹也様の2名の方々。次に産業経済貢献賞の農業委員ですが、勤続年数12年の宮入司様。次に社会福祉貢献賞の交通安全指導員ですが、勤続年数20年の大浦義己様。次に、同じく社会福祉貢献賞の消防団員ですが勤続年数30年の川奈野竜二様、本間稔浩様、丸岡敏弘様、宮入司様の4名の方々、次に同じく社会福祉貢献賞の消防団員、勤続年数20年の川奈野栄子様、黒川コスミ様、和田ともよ様、川奈野誠様、萱野久彦様、山道鉄也様、黒川実様の7名の方々がそれぞれの分野で表彰されることになっております。続きまして、3の善行表彰者ですが、はじめに善行賞のびらとり農業協同組合様ですが、本年2月の農協合併に先立ちまして、平取町農協所有の山林及び多額の寄附により、平取町の振興発展に大きく貢献をされております。同じく、善行賞の株式会社三和日成様ですが、本年3月末をもちまして、長年経営されました建設業の営業を廃止されたことから、多額の寄付により、平取町の振興発展に大きく貢献されております。次に同じく善行賞の株式会社小林組様ですが、本年は会社設立50周年の節目の年となることから、多額の寄付により、平取町の振興発展に大きく貢献をされております。以上3団体が善行賞の受賞となります。続きまして奨励賞のびらとりホテルの会様ですが、平成18年に発足し、毎年ホテルの放流活動を行っており、本年で10周年の節目を迎えております。これまで、子どもたちに自然の豊かさを感じてもらいたいとの強い思いのもと生息環境作りに努めるとともに、毎年約1000匹の幼虫を放流しており、このことは、蛍の飛び舞う里作りとして、自然や環境を大切にする、豊かな心の教育にも貢献していることは、多くの町民の模範となる活動であります。次に同じく奨励賞の藤谷るみ子様ですが、長きにわたるアイヌの伝統的な手工芸の振興発展に寄与するとともに、後継者の育成に大きく貢献されております。この間北海道アイヌ協会が開催する北海道アイヌ伝統工芸展に出展され、奨励賞、審査員特別賞など数多く受賞し、平成23年、平成26年には北海道知事賞を受賞され、北海道アイヌ協会認定優秀工芸師として認定されるなど、今後も豊富な知識と経験をもとにした活動が期待されるところであります。以上1団体と1名の方が奨励賞の受賞となります。なお、功労表彰並びに貢献表彰の被表彰者につきましては本年11月3日の文化の日に、中央公民館で開催されます平取町功労者等表彰式におきまして、表彰することとしております。以上で平成27年度平取町表彰者についての報告を終了させていただきます。

議長

続きまして、教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは平成27年6月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告申し上げます。まず学校教育事業等におけるいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海教育委員会が行っている直近の調査といたしまして、本年6月におけるアンケート調査の結果となりますが、町内小中学校児童生徒404名の回答状況となっています。今年の4月からいじめられたことがあるかとの間に対し、あるとしたものが、22件でありました。内訳としては、小学校が19件、中学校が3件であり、いじめの内容といたしましては、複数回答を含め仲間外れ、無視が6件、暴力が同じく6件、いたずらが4件、悪口が13件となっております。これらのいじめとするものについて、6月の調査時点においても引き続きいじめられているとする答えが10件でありました。各学校、教育委員会におきましては、いじめ問題に対し日々神経を張りめぐらすなかで、その未然防止等に努めているところでありますが、子どもたちの受けとめ方も多様であることにおいても、アンケート調査にありましては、依然としていじめを受けたことがあるとする回答が多くあるものとなっています。学校としては関係する児童生徒への指導等を的確に行っているところでありますが、学校自体でいじめとして認知する事案については、本年度の調査に関し、中学校での1件となっております。認知事案に関わります対応といたしましては、悪口や嫌なことを言われる、ほかのクラスメイトに自分のことについての文句を言うということでありました。なお本件においていじめめる生徒及びいじめられた生徒への対応、そして保護者との連携等につきましては、それぞれ教職員が生徒からの状況にかかわる聞き取りを行うなかで、指導の徹底を図るとともに保護者に対しましては、学校における指導及び対応方法について伝達しているものとなっております。学校におきましては事案が拡大することなく速やかに対応を図ることにおいて、現状として問題そのものは解消しているものと考えております。当町におけるいじめの実態はただいまご説明したとおりであります。懸念される点といたしましては、このいじめにかかわるアンケート調査において、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いませんかとする問がございますが、この間に対し思わないとするものが11件。わからないとするものが44件あることでもあります。教育委員会にありましては、いじめは許される行為だと受け止めている児童生徒が、これまでの調査同様、数多くいることについて重く受けとめ、引き続き改善に向けた指導の徹底に努めるよう各学校長に対し、指示したところであります。またあわせて、各学校におきましては、いじめ防止対策推進法に基づく学校いじめ防止基本方針を策定するなかで、すべての教職員がいじめはどの学級、どの児童にも起こり得るものであるという認識に立つと同時に、いじめ防止と解消のための基本姿勢等を定めているところでありますので、本方針にのっとり、い

じめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう万全を配してまいりたいと考えております。続いて2点目の北海道中学校体育大会出場結果についてであります。本年度における町内二中学校からの全道大会への出場につきましては、4競技あわせて22名となっております。平取中学校からは剣道男女団体及び男女個人、バドミントン女子団体及び個人、柔道男子個人の計20名、振内中学校からは、ソフトテニス女子個人2名がそれぞれ参加いたしました。各競技ともに善戦をいたしました。そのうち柔道男子個人戦において、平取中学校2年の松浦くんと同じく3年生及川くんの2名が第3位となり、また剣道男子個人戦におきまして、同じく平取中学校の小山椎名くんが全道優勝2連覇を果たしたところであり。小山くんにつきましては、8月22日から秋田県秋田市で開催されました中体連全国大会へ出場したところであり。全国大会における結果につきましては、3回戦まで勝ち進むなか、4回戦で敗退したものの見事ベスト16に輝いたところであり。今後一層の活躍を期待したいというふうに思います。以上申し上げまして、本定例会における教育行政報告といたします。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。11番千葉議員を指名します。千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。本日は通告してございます平取国保健康保険病院の改築工事と今後の病院経営、運営について一般質問をいたします。近年、新冠それから穂別、それから日高町、今現在の山日高ですね、などの近隣の自治体におきましては、地域の自治体病院ということを廃止しまして、改めて診療所として開設するうごきが見られてきましたが、私といたしましては、日高西部を中心とした地域、この沙流川沿いの地域で、ここの平取町の国保病院が今後ですね、地域医療の中心といたしまして、将来にわたり、果たしていかなければならない大変大きな役割と使命感を持った自治体病院としての、位置づけであるというふうに思っております。しかしながら、長年国保病院特別会計の決算の数字を見てみますと、やはり赤字脱却からはほど遠く、残念ながら、一般会計からの補てんを余儀なくされているのが現状でもあります。今回、改築を計画されております平取国保病院がこの改築を契機に、近代的で町民が安心して通院ができ、そして地域の皆さんからも愛される病院として、また経営的にも安定して生まれ変わることを私はとても大きく期待をいたしております。そこで今回は、通告にあるとおり、主にこの4点のことについて、質問をいたしますが、現段階において現状わかっている範囲で結構でございますので、真摯なご回答、ご答弁を期待しておりますので、よろしく願いいたします。それでは、第1点目でございますが、国保病院の改修工事について、実施設計の内容提示、

それからそれにかかわる総工事費の確定時期はいつ頃となってくるのか、それに対しましてこの改築計画が、今後どのような日程で進んでいくのか、またその改築工事に当たり、さまざまな補助金を含めた建設資金の財源内訳はどのようなのか、このことについて、現状の範囲内で、まずもってご答弁を求めたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

ただいまの質問についてお答えいたします。病院の改築事業につきましては8月に基本設計の契約を行いまして設計内容を協議しております。まず、病院のブロックプラン、住宅で言うところの間取りになります。現在院内で意見を取りまとめて、それを設計に反映する作業を行っております。このブロックプランが10月中に院内案として決定したいと考えていますので、11月中に1回目の報告をさせていただきたいというふうに考えております。ブロックプランが決定しますと次に各部屋の備品のレイアウトの決定になりますけれども、このレイアウトの決定もそれぞれの担当職員の意見を聞き、12月に決定をして2回目の報告を12月か1月にと考えております。2回目の報告の時には建物の構造なども並行しての設計になりますので、現在木造鉄筋コンクリート造の混構造を考えておりますが、それらの内容も報告できるかと考えております。全体を通して、最終決定を2月上旬に決定したいと考えています。基本設計の成果品の納品が3月末ですので3月中に3回目の報告を考えております。町民説明会ですけれども1月下旬から2月上旬の間に3地区での開催を考えております。全体の事業の日程ですけれども、今年度基本設計、28年度実施設計、29年度30年度とかけて病院の本体工事、31年度に現在の院舎の解体、医師住宅等附帯工事等というような流れで現在のところは考えておりますけれども、さまざまな事情により多少変更になることもあるかと考えております。次、総事業費の確定時期ですけれども、病院本体の建築事業費は基本設計が完了した段階で病院本体としてはおよそ8割方の建築事業費の見込みが立つというふうに設計業者のほうから聞いております。最終的には28年度に実施する実施設計が終わらなければ、病院本体の建築事業費が出ませんが、その他附帯工事、医師住宅、医療機器などを含めた全体事業費の概略については、予算の措置の関係もありますので、今年度中に目途を立てたいというふうに考えております。次に、建築に対する補助金ですけれども、国民健康保険の調整交付金は対象になると考えていますが、その他には木造に関する補助事業をというふうに考えております。木造関係の補助事業を有効に活用するために、林野庁が実施している木造公共建築物の整備に係る技術支援という事業の採択を受けまして、この技術支援事業も基本設計と並行して木造建築に関するアドバイスをいただくことになっております。木造による病院建設は全国的にも例がないということで林野庁から委託を受けている事業主体の担当者も興味をもっておりました。

このことは補助事業の採択とは直接関係ありませんが、何とか補助事業の採択に向けて優位性を持ちたいと考えております。建築資金ですけれども、補助事業の種類などが現時点ではどの補助事業というふうに確定できておりませんのでお答えはできませんけれども、調整交付金が該当になると7千万程度、そのほか補助事業が採択になった場合、ならなかった場合の特定財源以外については、いずれも起債、過疎債、病院事業債による資金調達を考えております。そのほか各方面の対象となる見込みの補助事業の情報提供を各課にお願いしております。対象となる見込みのある事業については、条件が許すかぎり活用したいというふうに考えております。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

どうもありがとうございます。一定の事務長のほうからですね、今後の日程含めて、財源のこれからやっという内訳について説明がございました。私としてはですね、まだ、やっぱり理事者側もですね、不透明な部分というのはあるかなというふうに思っておりますけれども、冒頭の事務長の説明のなかにあったとおりですね、今後進んでいく日程に照らし合わせて、私は少なくとも町民説明会、3地区で開催されるということで予定をしておりますけれども、この説明会のなかにおいては、しっかりとこの内容をですね、把握して説明会のなかでも住民にやっぱり周知をしてご理解を求めていくということが必要になってくると思いますけれども、この大枠のなかでですね、総論として決定して、方向性、いわゆる建設資金の内訳がはっきりと確定するのはいつぐらいの時期で、すべてははっきりしてくるのか、その時期的なことについてのご答弁を求めたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

はい、先ほどもちょっとお答えしたんですけれども、現在、どの補助事業が一番有利になるか、該当になるかということを探しております。その事業が、補助事業としては単年度というのが基本なんですけれども、それらに合わせた時期に、うまく採択されるということが決定しませんが、なかなかその辺の財源の内訳というのは、はっきりお答えできませんので、その辺のところをご理解願いたいと思います。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

や、わかりました。先ほど言ったように私もまだまだ不透明な部分というのは理事者側もまだつかみ切れない部分というのはあるのかなというふうに思っておりますけれども、そのことがはっきりいたしましたらぜひですね、私が申し上げた、

町民説明会の場においてもですね、ご説明ができるようなかたちをとっていただきたいなというふうにご希望いたします。それでですね、次の②番のほうに関連したかたちにもう進んでいこうかなというふうに思ってますけども、私は11月中に1回目のブロックプランというふうに発表されたと思うんですけども、予定をされているということで、12月に備品の関係もですね、含めて、プランを練っていくと。ということは、逆に言うと、もうすべてですね、建築のレイアウト、それから各病室のあり方、まあ今後の機能的なプランについての話し合いがもうこの時期には進んでいくのかなというふうに思ってます。ただ私が心配してるのは、今までどおりのいわゆる一般的な内科、外科、出張医で来てもらってる循環器の関係とか、例えば今までやってた皮膚科の関係とか、これは当然視野に入れてるだろうと思いますけども、たまたま説明の中で、眼科を意識した説明がちょっとこう、私の耳に入ってきたもんですから、その辺の、新たにもし診療科を設けるということになればですよ、視野に入れていくということになれば、私は、実施設計に入る平成28年ですね、前には、もう基本的な病院の建物の平面的なレイアウトだけでもですね、もう確定していかなくてはならないのかなというふうに思ってますけども、この、改めてですね、診療科を別になにか設けるようなプランがあるとしたら、この設計の中で、実施設計の中で生かされていくものというふうに理解するなかで、どのように考えているのかなということで、もう少し眼科に限らずですね、診療科目についての説明が欲しいと思っております。それと、やはり町民全体的に流れといきましては当然のことながら高齢化が進んでまいりますので、高齢者を意識した病院の改築というのは当然求められてくるわけでございますけども、私は、若い世代の人たちに聞いてみますと、やはり小児科で苦勞されている。その前段階では、まず産婦人科で苦勞なされてるというのがよく話の中で出てまいります。というのは、当然のことながらこの地域に住んでいる町民の人たちは、産婦人科を求めて他町行くということは少なからずとも苦小牧、あるいは人によっては札幌まで行ってたって話も聞きますけども、苦小牧現状の多いのかなというふうに思ってます。小児科も、そうでありますね。過疎地域に対してあまり小児科というのは数少ないと思うんですけども、やはりこの小児科に対しても、苦小牧を中心に通院されてる。特に通院ということになればですね、やはり、往復の車の運転含めて、どうかしたらお母さんだけでなく、お父さんも仕事を休んで一緒に付き添って苦小牧のほうに診察に伺うというのが現状であります。大変、特に農業の経営者の方の中には、農繁期の時期になると、子どもですから突然熱を出したり、あるいは、産婦人科のほうにかかって、臨月が近くなってくると当然病院に行って診察を受ける回数も増えてくるということのなかで、私は病院改革の中でですね、もし求められ、手探りでもいいですからこういった診療科目に対して、町のほうではどのように考えていこうとしてるのか、あるいは、絶対数でいったら75歳以上の人口、手元にある資料を見ていただくとわかるんですけども、圧倒的にやっぱり多いです。ただし、

小児科に関しては、あるいは産婦人科に関して申し上げますと、年間約40名前後の子どもがまだ出生をいたしております。いわゆる、子どもがこの平取町内で誕生して、就学前、5歳6歳までの子どもたちの数は少なくみてもですね、200名から250名ぐらいは、私はこの地域に、暮らしてる子どもたちかなというふうに思ってます。私は、決して、特に産婦人科のほうはちょっと置いといても、小児科に関してはですね、地方の自治体病院として、苫小牧あたり、あるいは札幌あたりの個人病院でわりと専門診療の場合開院してる病院が多いものですから、そういった病院のほうともひざを詰めた話をしながら、この平取町にも協力してもらえないかどうか手探りでもいいからやっぱりやって、努力をしてみるべきかなというふうに思ってますけども、この診療科目、どのように考えているのか、まずもってお伺いをいたしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

診療科目についてお答えいたします。町民の皆さまからの診療科目への要望については存じていますけれども、特に小児科については常勤医が診療できることがベターと考えておりますが、常勤医で小児科を診れるという医師の特定になりますと、その確保については非常に厳しいものがあります。現在、内科、外科の診療の維持を最優先に医師確保をしておりますので、現在、診療を行っている循環器内科、物忘れ外来の継続をやっていきたいというふうに考えております。それについて、小児科ですけれども札幌の医院との連携ということですが、これらについてもですね、医師の確保、その診療収支の状況などを勘案して、条件が整った場合には診療科の増設も可能かと考えております。小児科の医師についてもなかなか招聘については厳しいと考えております。それと改築にあたりまして、眼科の開設ということですが、現在、札幌の眼科医院の応援をいただける方向で協議を進めておりまして、新しい病院の改築にあわせて眼科の開設も視野に入れております。それと産婦人科につきましては、皆さま報道等でもご存知と思いますが、産婦人科医師が非常に不足しているということで当院で産婦人科医師を確保して診療を行うということは非常に厳しいものがあるというふうに考えております。以上になります。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

私もその辺のことは承知はしてますけども、なぜこういった質問するかということちょっと原点的なことを申し上げたいと思いますけども、産婦人科においても、それから小児科においても、だいたい個人で開業されてる病院が圧倒的に多いんですよ。そんななかで、やっぱり少子化の影響によって診察を受ける患者数がやっぱり減っている。それと、跡取りの医師がなかなか見つからない、そんななかで閉院に追い込まれてる病院が数多く私はあるというふうに理解をし

てますけども、私はやっぱり詰めの作業をやっぱりやってもらいたいなど、理事者側にはそう思ってるんですよ。ということは、現状の把握のなかで不可能に近いという判断をするのは最終判断だというふうに私は思ってまして、やはりきちっと調査をして、協議をしてですね、可能な医師がもしかしたら存在する可能性もやっぱり否めない。このことはやっぱりね、可能性がある以上は、私は、鋭意努力をしてそういった病院、お医者さんをお探しいただけたらなどというふうに思ってます。常勤医とそれから出張医、この辺の難しさ、私も承知してますけども、一つはですね、やはり特に小児科の場合だったらいつ熱出して、いつ子どもが状態悪くなるかわからんということで、これは親の責務としてもう夜中であろうが何だろうが苦小牧まで走るの、これはいいですよ。ただ、持病として生まれたときからですね、持っている子ども。どうしてもこの薬は継続しなくちゃいけないよという子どもも中にはおりますし、それから、しょっちゅう熱を出す。風邪でないのに、いわゆる熱を出しやすい子どもとか、さまざまな症状もってるお子さんがいると思いますけども、やはり定期的な出張医の検診、例えば、週1回でもあるいは月2回でも3回でも、定期的に小児科の専門のお医者さんがいたら、うちの子は安心して診察が受けられるというような環境づくりというの、やはり私は全く不可能ではないのかなというふうに考えてます。それから産婦人科のことも取り上げますけども、行きつけの病院、当然特に産科とか婦人科というのは行きつけの病院として、出産までさまざまなお医者さんにですね、かかっているわけでございますけども、一度やはり診察を受けて、定期的に通うということになれば、やはり個人の病院としてはですね、最後の出産として生まれてくる子どもの取り上げまでということで考えますと、日常的な通院あるいは検診というのは、やはりこれも私は出張医として協力している病院があれば、最終的に出産までお願いするというかたちをとってこえばですね全く不可能ではないのかなというふうに考えてます。どうかその辺をですね、探り当てながらですね、もう一度ですね、今言ったようなかたちで、非常に難しさは私も承知してますけども、ご考慮いただけないかなというふうに考えてますけども、どのように思ってますか。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、千葉議員もご承知のとおり、平成16年度から開始をされました医師の臨床研修制度によりまして医師の都市部への集中によりまして、希望する医師を確保することは大変厳しい状況にございます。この制度によりまして、新卒の医者が研修病院を自由に選べるようになりまして、勤務が過酷な大学病院を敬遠しながら、厚遇される、都会の病院に集中して、大学病院は医師を地方に派遣する余裕がなくなりまして、医師不足が深刻化しているのが現状にございます。例として、浦河の日赤病院については精神科、精神神経科の医師不在によりまして、廃止するとの話

題になったところでございますし、また、婦人科の医師についても、現在は常勤医ではなくて、出張医で対応しているところでございます。医師の確保については、そういう大学病院からの連携が絶たれているという状況のなかでは大変厳しい状況にございますが、今後とも町民ニーズにこたえた、医師の確保というようなことでは、手探りでもですね、そういった努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

本当に、我々みたいな過疎の地域にある自治体病院というのは、同じような、皆さん悩みを抱えながら、病院の経営、運営に当たっていることは私も理解しています。町長、どうかその辺ですね、もう一度原点にかえて、難しさあっても頑張っていたきたいなというふうに思っております。それでは3番目のことにちょっと触れていきたいと思っております。約40床前後の病床数となる計画で現在の改築のほうを進めようとしておりますけども、理想はやっぱり40床一生懸命頑張って埋まってくれることにこしたことはないんですけども、逆に言うと患者が定員を超えた場合、あるいはその逆で定員を割った場合、まあやっぱ今後は近隣の病院、自治体病院含めてですね、個人の病院ともそうなんですけども、近隣の自治体との連携はやっぱり、今まで以上に私は求められてくるのかなというふうに思ってます。一時期入院患者のお互いの連携ということで、苫小牧方面の病院とも連携を組んでいましたけど、はっきり申し上げてあまりその先陣を切ってそういう連携を強調して言った割にはあまり、目に見えた病院連携で例えば入院患者をこちらのほうに搬送して、こちらのほうでみて、こういう患者が入ってるっていうこれは実はよく私の目にあるいは耳に飛び込んでこなかったということがありますけども、この病院間の連携、病床数におけるですね、特に入院患者の関係なんですけども、近くの富川のある病院も、入院を受け入れないというかたちもとってきてますけども、その辺のですね、まだまだ不透明な部分というのはあると思うんですけども、この病院間の連携は今後この改築を契機にですね、新しくなる病院を契機にどのように考えているのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

病院間の連携ということになりますけれども、病院の連携につきましては今年4月から医療相談地域連携担当を設置して連携の強化を図っております。現在千葉議員がおっしゃるとおり、なかなかほかの病院さんとの連携というのがうまくいってはいない状況にあるかなとは考えておりますけれども、これから、来年度からですね、取り組む新公立病院改革プランというなかでも、ネットワークの推進化というのが盛り込まれておりますので、病院の連携については今

後検討していかなければならない課題だと考えております。入院患者さんの受け入れ、近隣自治体ということですが、日高町さん、むかわ町さんとなるかと思えますけれども、そちらの病院さんでもそれほど余裕を持った病床数は持ってはいないというふうに考えておりますので、うちの病院が満床になった場合には、そちらの病院さんがベッドの空きがなければ受け入れはしていただけないというふうには思っておりますけれども、その辺についてはですね、今後となり町の病院さんと協議を進めてですね、うまいかたちで連携をできるようなことを協議させていただきたいというふうに思っております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

まあ、事務長言うとおりでなというふうには思いますが、もうそういったことでは、すべて地方の病院、過疎化している地域の病院というのは、患者さんの獲得とそれから、医師、看護師のいわゆる獲得、招聘、医師の招聘、このことはやっぱり、もう永遠的に課題として付きまとうのはもう明らかでございます、そんななかで少なくともですね、やはり、病院連携含めた患者さんの行ったり来たりは、これは今まで以上にやっぱり真剣にとらえて、ネットワークを持っていただかないと、最後に関わってくる病院経営に対しても相当厳しい状況になってくるのかなというふうに思っておりますから、何とか今まで以上にですね、病院連携、具体的にむかわ町とか日高町って出たんですけど、私は決して不可能ではないということは、となりの穂別もですね、振内からいきますと大体車で20分か25分で穂別の市街に到着いたします。特に病院での診療以外で、例えば訪問診療とか、将来的にですね、かなり視野に入れなくちゃいけない部分のなかでは、逆に連携をとれるのかなというふうにも思っていますので、どうかですね、もうちょっとこう、広義の意味で、地域を限定しないでですね、私はこのネットワーク、病院連携を持ってほしいなというふうに思っております。そこで、最後のほうの質問、4番目、これ一番私は今回の質問の中で伺っておかなければならない事項だというふうに思っていますけれども、やはり先ほど私の一般質問の冒頭の中で説明したとおり、やはり一般会計のほうからの補てんは今後もやっぱり続いていく、そんななかでですね、私はお伺いしなくていけないのは、私たちがいただいております平取町国保健康病院の改築基本構想のこれ、平成26年と7年にいただいているわけですが、27年の6月にいただいているやつをもとにお伺いいたしますけれども、5ページ開いていただきますと、今後の人口推計、それから、病床利用率の推計というふうに2表、3表というふうにありますのでその手前の1表、患者数というかたちで、全体のいままでの流れを含めてですね、数字が出ておりますけれども、私が思うに総人口は、例えば、10年先の平成37年、今5千、総人口は大体5300から4000ありますけれども、少なくともですね、10年後には人口が4300人台になっているのではないかなという推計が出ております。

それから、高齢者の人口もおおよそですね、10年先には、高齢化率が進むわけですけども、高齢者の人口は減っていく。これを見ますと、100人ほどは減っていくのかなというふうに思っております。人口割合は、先ほども言ったとおり、高齢化率が進むわけですので、10年後には、今現在3人に1人、33.3%ぐらいという推計でありますけども、平成37年には37%、どうかしたらもっと私は上がってくる可能性もあるなというふうに思っています。そんななかで、病院の経営的なことにちょっと触れていきたいと思っておりますけども、私は、1日平均の患者数、これもやっぱり当然のことながら変わっていく、減っていく、これは避けられない。そんななかで、資産としてあげてる、いわゆる、今回の病院の改築にあたりですね、元金の償還金のことをちょっと触れてみたいと思っておりますけども、当然、起債を計上してですね、元金を償還していくという作業に建物が建って、改めてスタートすればまた新たな予算措置をしながらやっていくわけですので、元金償還は起債額に応じた償還額を見込んでいますとはっきり明記されてるわけですので。ということは、起債額に応じた償還額を見込んでいるということは、起債額、まあ最初の作業として、さまざまな補助金を対象にしながらですね、地方債の中身も一生懸命吟味しながらやってっても、やっぱりどうしても借金をしなくちゃいけないという状況になってきますけども、この起債額においた償還額を見込んでいくということで、私なりに心配してることは、思ってた以上に、病床が埋まらない。思ってた以上に外来の患者が少ない。これもやっぱり、頭の隅っこのどっかにやっぱり視野に置いて、病院経営にあたっていく必要が私は今後生じてくるものというふうに思っております。特にですね、償還額を起債額において、見込んでいくということになれば、7ページ、このいただいているものにあるとおり、繰越金イコール元金償還金と平行した数字でいくというかたちを取るわけですので、その年度、その年によっては相当見込んでいる数字と違ってくるとしても私は、想定されるのかなというふうに思っております。そんななかで、私は病院の改築にあたり、今までどおりの経営の中身でいくということは非常に病院経営、苦戦を強いられるのかなというふうに思っておりますが、私は一つの方法として、これは私の提案とか何とかでなくて、私もわかんないながら、多少医療関係の本とかも探ってみたところ、地方の自治体病院においてはやっぱり限界が、ある。その限界は何かというと、やっぱり例えば今事務長でいかれております田中事務長あたりにしても、やっぱり医療に精通した医療事務に精通したプロではないわけですね。町の職員が派遣されて、異動になっていくわけですので。そんななかで、医師の関係、それから看護師の関係との調整、それから事務的な当然のことながら中身の精査含めて、日常の業務は大変だなというふうに思っておりますけども、私はこの病院がですね、継続して続いていただくためには、やはり、もうそろそろですね、外部からの有識者あるいは、病院経営に携わった経験者含めて、私は、リーダーシップを発揮していただける外部からの私は人選も必要かなというふうに思っておる

んですよ。なぜそういうかたちとらなくちゃいけないかなというふうに思いますが、やっぱり限界がある。特に病院の事務関係、それから医師との調整役、もう首長もやっぱり大変な思いをしながら、私は日常、この病院経営にあたってのが現状だというふうに思ってますけども、常駐は難しいにしてもやはり例えば病院経営に対する顧問的な立場でやはり私はそういった精通した人間を一人派遣していただくという方法は、全く視野にないのか。それとも、現状維持のままで病院経営を進んでいくことに対して、何とか建設起債されたものが償還していけるものと思ってるのか、その辺の考え方もちょっと垣間見て伺っておきたいなというふうに思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

起債の償還の部分ですけれども、起債の償還については病院の経営自体ではなかなか償還が現状では厳しいというふうに考えておまして、一般会計からの繰り入れによらなければ償還ができないというふうに考えております。それで、今後の経営なんですけれども、制度の中で増収となるものについては積極的に取り入れて、収益の増加を図っておりますけれども、なかなか大幅な診療収入の増加というふうにはいかない部分があります。それでですね、どうするかということになると、費用を抑えることが、優先されるかというふうに考えております。費用については人件費が大部分を占めることとなりますので、この部分を何とか改善していかなければならないというふうに考えております。現在、うちの病院はですね、50代後半の看護師さんが非常に多い配置というふうになっておりますので、該当職員の退職を機会にバランスのとれた年齢構成を目指して採用を考えてですね、何とか経営改善を図っていきたいというふうに思っております。それと病院の職員の専門職ということだと思いますけれども、いろいろな会議、病院関係の会議でも出てくるんですけども、病院としてはプロパー職員の育成が重要だということをそれぞれの病院さんも言っております。現在、うちの病院には医療事務の専門的にわかる職員を24年度に採用させていただいて、今年度も大学の医療関係の専門科を出た職員を採用させていただいております。それによりまして、医療の専門性ということではなかなか行政から行ってすぐ医療事務をマスターするということはなかなか厳しいというふうに考えておりますので、そういうことで事務職員については、そういうかたちで採用をさせていただいております。それと、経営についての外部からの人材登用ということですが、これについてはなかなか制度上厳しいものがあるのかなとは思いますが、アドバイスのものをいただくというように、そういう方がいるとしたらそういう方にアドバイスをいただくということが、現段階ではいいのかなというふうに考えております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

事務長あれですよ、事務的なこととか日常の業務は何も私心配してるわけじゃないですね。将来的な病院経営にあたって、いわゆる経営の中身そのものをやっぱり改善してく必要も同時にこの建物を建てると発生してくるということでもあります。ということは、医療事務に精通したとか、職員のこと、これはもう当然やっていかななくちゃいけないことでもありますけども、例えば、お話の中に今事務長の中にありましたとおり、やはり、医業でなかなか収益を追っかけても非常に難しい分は存在する、これも承知しております。ただいつも返ってくる答弁、やっぱり人件費の関係、それから経費を抑えるという関係、これもね、もう私はこれすらもやっぱ限界がもうあるのかな。ということは、良い医療を提供するということはやっぱりある程度のスタッフが必要ですし、ある程度の人件費も抑えていかななくちゃいけないということが当然のことながら生まれてくるわけですから、このことを抑えながら、病院経営の数字を良くしていくということは私は不可能に近いと思ってますので、どうかその辺はしっかりとご理解をしていただきたいなというふうに思っております。じゃあどういうことかという、やっぱり経営の中身に対してはですね、今後の運営含めて、病院として、今言った外部からの有識者非常に難しいということもございますけども、だいたい、地方の病院をですね、やっぱ救っていること、いわゆる自治体病院の崩壊を防いでいくということのなかに、小さな町の小さな病院をなくさないために必要なことという項目でちょっと私注目して本も開いてみて読んでたわけもございますけども、やはり強力なリーダーシップを持った人がですね、やっぱり1人いないと経営は難しいよというのは、結論でございますよ。ということは、自治体病院を経験してきた人、あるいはその外部からさまざまな医療に精通した人、1人常駐ができなくてもやっぱり定期的にですね、来ていただいて、詳細のことについてやっぱり見てもらうような人間というのは、私は必要だと思ってます。それと、もう一つ伺いしておきたいんですけども、やはり病院を新しく改築して患者を待っている、来る患者に対応する、それから入院患者に対応するというのも私は当然、継続的に必要なことだというふうに思ってますけども、私はこれからの地方医療というのは、やはりこっちから出向いて行ってですね、やはり病院経営をよくするためには、患者さんの所に行って、いわゆる訪問診療、それから在宅の診察を積極的に受け入れてくようなもう時代が来ているというふうに思ってますけども、このことについて、2点お伺いします。一つは、外部からの責任者の関係、それから、病院経営に大変重要である訪問医療、訪問診療のことについても、どのように考えているのか、お伺いいたします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答えいたしますが、1点目は外部からの有識者を外部

から入れながら登用していく、というようなことでありますが、これは大変大事なことだということで、経営という視点からですね、これも確か総務省のほうにそういった人材派遣制度というのがたしかあるというように聞いておりますので、これらについてももしっかり受けとめてまいりたいというふうに思っておりますので、また、上京する際にはそういったところにも顔を出しながら、そういった可能性がないのかどうか、そういったかたちで取り組ませていただきたいと思っております。それから病院の改築にあわせて、ベッドは40床程度ということで、これは将来の人口の推移、あるいは地域医療のニーズにあわせたなかで十分考慮していかなければならないと思っておりますのと、あわせてですね、今後はやはり訪問診療、あるいは訪問看護、さらには基幹病院との広域連携というのは、言うまでもなく、並行しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので答弁に代えさせていただきます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

町長のただいまのご答弁、私もしっかりと耳にとどめておきたいなというふうに思っております。私が心配してるのは7ページ、開いていただいたら、この改築基本構想の中で、収益的収入の中で、繰入金が毎年2億3千万から2億4千万見込んでいる。これはどういうことかというやっぱり今までと同じようなかたちで繰り入れをしていかないといけないよという現状、やっばあろうかなというふうに思ってますけども、私が4番目で通告してあります将来構想と見通しについて伺うという部分に入ろうかなというふうに思ってますけども、やっぱり将来構想としてですね、やっばこれをやっば繰入金を少しでも抑えていく、少しでも減らしていくような方法はということだったら、やっぱり、地域やこの平取を中心とした地域の医療はもとより、やっぱり外部との連携、それから経営に対して精通した人材の検討、この二つに絞られてくるのかな。それから、訪問診療、訪問医療に対しての考え方、私は振内、貫気別、特にそれから奥の例えば上岩知志、岩知志それから豊糠、旭、芽生、こういった人たちが農業営んでいる。あるいは高齢者が存在してるというなかでは、私は非常に大事な拠点として振内の診療所あたりは今後は活かし方がまた違った視点でとらえることができるのかなというふうに思ってますので、そういった将来構想が何かあるのであれば、この場でお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長

町長。

町長

それではお答えを申し上げたいと思っております。病院経営の将来的な考え方については、やはり今後とも町民の約5500人の健康と命を守るというこの国保病院の使命感として運営していくことが基本的な考え方というふうに思っており

ます。さらには、今お話ありましたように、病院の健全経営に配慮した運営に努力しなければならないというふうに考えてございます。しかし、前段でもお話をしたように、近年、医師、看護師をはじめとする医療従事者の不足、また過疎化に伴う患者の減少、さらには診療報酬の引き下げ等によりまして、極めて厳しい経営環境におかれております。このため、多くの道内の自治体病院では、一般会計からの繰り入れ、繰り出しを受けて、経営を維持している状況にございます。さらには都市病院ではですね、最高でも90日で病院から出なければならないということで、自宅での療養が難しい現実がございますので、平取の国保病院としては、町民のための、終の棲家としての役割も担っているところでございます。しかし、そうは言っても、独自採算という基本的な考え方を忘れることなく、経費等の節減を図りながら町財政にできるだけ影響が及ばさないように、最善の努力をしていきたいというふうに考えておりますし、さらに、単に医療のみを提供する機関では、これからは病院存続というのは大変難しいのかなという危機感を持ちながらですね、職員、医療スタッフの待遇などですね、今後ともさまざまな改善に院内全体で取り組んでまいりたいと思っております。また最近の住民のニーズとしては、地域医療と高度な先進医療の両面が求められておりますことから、今後とも、平取の国保病院としてはプライマリーケアの充実を図りながら、高度な医療行為については、近隣都市の基幹病院などとの連携により、地域住民の生命と健康を守ることができる医療環境づくりに努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

ぜひですね、今、町長申し上げられたとおり、さまざまな壁が私はあるのも承知してはいますが、どうか少しでもですね、この平取町に存在する平取国保病院をですね、継続して、運営、経営にあたるように、我々議員もそうなんですけども、一生懸命探りを入れてですね、良い人材、良い医療を提供できるような方向で頑張っていただきたいなというふうに思っています。今後もですね、建築の日程にあわせた、さまざまなことで、また一般質問に立つこともあろうかなというふうに思っていますけども、原点は私は最初に申し上げられたとおり、この改築をきっかけにですね、近代的で、町民の人たちが安心して通院できる皆さん方の愛される病院として、継続的に運営、経営にあたるような方法を、ぜひ考えていってほしいというふうに思っていますので、私のこの最後の質疑でございますけども、特段ご答弁はいりませんが、鋭意ですね今申し上げられたことを念頭において、進めていっていただきたいなというふうに思っております。以上です。

議長

千葉議員の質問は終了します。休憩します。11時に再開します。

(休 憩 午前 1 0 時 4 7 分)

(再 開 午前 1 1 時 0 0 分)

議長

再開します。4 番中川議員を指名します。4 番中川議員。

4 番
中川議員

中川でございます。初めてなもので不備な点があるかと思えますけども、よろしく願いいたします。有害獣侵入防止柵の安全管理について、2 点ほどお聞きしたいと思います。この事業、平成 2 4 年の春に事業説明がありまして、その年の秋口より事業を実施しております。2 か年にわたり整備事業を行っておりますけども、概要は、目的は、エゾシカ、ヒグマによる農作物の被害減少。事業主体は平取町鳥獣被害防止協会、実施主体は、各地区施設整備組合で整備後は管理組合に移行しております。事業内容は、各町内の全域で進入防止柵の設置で、概算で 4 5 0 キロメートルほど設置しております。事業費は 1 0 億ぐらいで、道が 5 5 %、町が 4 1 %、農協が 3 %、受益者がそして 1 %となっております。防止柵整備後の維持管理については、整備を行った各施設整備組合ごとに施設維持管理組合へ移行することによって、すべて各施設維持管理組合が、みずからの負担によって管理することとなっております。これによって、町との契約書も交わして、防止柵の点検表も受け取り、一通りの事業は終わっています。設置後はシカの道路への飛び出しも少なく、作物の被害のほうも少なく、落ちつきをみせていましたが、ここ最近、どうもまたシカの進入が見受けられるようになってきております。特に山際のほうから来るシカが多く見受けられます。考えられることは、今年も 3 月のはじめに大雪により、木の枝が折れて柵が破損してるのではないかと。雪の被害の原因も考えられております。こういったなかで、管理については各維持管理の人々が行っておりますけども、春は農作物の苗の管理に追われ、夏は収穫が忙しく、秋口の少し暇になったときに修繕、修理に行くわけですけども、思ったより管理についてはなかなか難しいのが現状であります。私も最初は維持管理組合で整備を行っておれば、それでいいのではないかなと思っていましたんですけども、今年の 7 月にですか、皆さんもご承知だと思いますけども、静岡県で電気柵の感電死事故がありました。皆さんもご承知だと思いますが、道内も電気柵の調査を実施し、安全対策を実施してない電気柵が全体の 1 割を占めていたそうです。私たちの柵は電気は流れてはいませんが、安全管理については確認できていないのが現状だと思います。こういった意味で、私は各維持管理組合が点検し、修繕した場合に、点検表に記入して町に提出することによって、町も安全管理を把握できるのではないかとと思いますが、その点のこと、どうお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

それでは、今の質問にお答えしたいと思います。有害獣侵入防止柵の設置につきましては、中川議員がおっしゃったとおりの内容で実施をしております。平成24年度と25年度において、国の鳥獣被害防止総合対策事業により実施をいたしまして、平成24年度には総延長324.6キロ、事業費につきましては8億9200万、内、国の補助が55%4億8700万、平取町の負担については41%3億7100万、農協負担3%で2700万、受益者負担については1%840万ほどとなっております。また、平成25年度につきましては総延長につきましては、30キロほどを実施しております。総事業費では1億1400万、内、国のほうが先ほど言った割合で6300万、町は4700万、農協が340万、受益者は110万という内訳でございまして、2年間で整備を行ったところでございます。事業を行うに際しましては、各地区で整備組合を立ち上げていただきまして、事業を行うに際して設置箇所の決定、また負担金の徴収等を行っていただいているところでございます。設置後につきましてはその組合を維持管理組合と移行していただきまして、それ以降の管理を行ってもらうことを条件として事業を実施した経緯がございまして、設置後の効果についてですけれども、平成22年度に農業主に聞き取りによる調査を行っております。全町で2億1千万ほどの農業被害があったということで町としては押さえております。事業実施後、平成25年になりますけれども、聞き取り調査を実施いたしまして、全町で被害については8200万ほどになったということで、被害額は60%ほど削減されているということでかなりの効果がございました。当初の柵を設置するにあたっての目標というか、軽減率につきましては平成26年度で30%ほどの軽減をしていきたいという計画で事業を実施してございましたけれども、平成25年度において60%ほどの軽減がされたということでかなりの効果を生んでいるというふうに押さえてございます。ただこれはあくまでも農業者への聞き取り調査でございまして、作物等の出荷による増加ですとか減少ですとかそういう数字ではございませんけれども、1月の営農計画を立てる段階で聞き取りを行いまして、そのような数字が出てきているというようなかたちになってございます。質問にありました施設点検表につきましてですけれども、この点検表につきましては各地区の代表者を集めまして、平成25年の3月に管理者の会議を行っております。維持管理をしていく際に補修が必要な箇所等の把握、補修の方法、またそれを地域として考える時に役立てていただきたいということで、町のほうで提示をしまして、それで各地区の利用組合のほうで、維持管理組合のほうで情報共有や補修のために利用してもらって、ということで出していっております。ただ町への提出の義務というのは付けていないような状況です。毎回町へ提出していただくということになりますと維持管理組合の代表者の方等にかかなりの負担がかかってくるということもありまして、各組合等でその状況を把握していただいて、その補修方法ですとか、どのようなかたちで管理をしていくかということをお口に

も協議検討していただきたい資料ということで提示をしているということで、今後もですね、何か特別な事情がない限りは、現状のままの状況でやっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほうお願いしたいと思います。

議長

中川議員。

4 番
中川議員

私はですね、点検表がですね、町が回収し集約することによってですね、各地区のシカやクマのある程度の数、また作物の被害様子がわかると思うんですよ。維持管理組合がですね、困っているときなどは、町が新たな対策やアドバイスをくれることによって、作物の被害をまた最小限に食いとめることができるのではないかと、そういう考えなんですけども、そこら辺どうお考えでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

先ほど述べさせてもらったとおりですね、維持管理につきましてはあくまでも、設置は町で行っておりますけれども、維持管理につきましては各地区で行っていただきたいと。それぞれの地区でいろいろ事情があったりですとか、状況が異なっているということもありまして、町のほうはですね、相談等受けたりですとか、かなりの被害があった場合についてはどういうふうにやっていくというような協議はしていきたいと考えておりますけれども、あくまでも各自治会の責任というか、そういうかたちで、事業を実施していただきたいということで行っておりますので、その辺ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。被害状況の把握ですとかそういう部分につきましては、先ほど言った営農計画の策定ですとか、農事組合長の会議等で必要があれば、そういう状況を調査したいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

議長

中川議員。

4 番
中川議員

実は私もですね、管理組合長をやっておりますけども、その話は今のところ全然来てない。まあ農事組合長さんのほうに話はいってるのかもしれませんが、私はね、点検表を町が集約してその内容が危機的状況なときにはね、必要に応じて、維持管理組合の代表者を集め、話し合いのなかで安全策を図っていくことも重要だと思っております。上地区、振内、岩知志のほうなんですけども、クマの被害が多いそうです。そういった場合、話し合いのなかで対応策を考えていく必要性もあるのではないかと思うんですけども、そこら辺もまた各地でやってもらいたい、ということなんですか。

議長

産業課長。

産業課長

各管理組合の代表の方ですね、設置するときうちのほうも一緒に設置について協議をしたりですとか、そういうことで事業を行ってございましたけれども、かなり代表の方に負担がかかっているというのは、うちも承知しているところです。設置する際にやはり設置箇所等につきましてはやはり自分の田んぼのあぜですとか、土地についてはなるべくしたくない、なるべく離して設置をしていただきたいというような個々の要望等もあってですね、管理組合の代表の方にはその折衝等をかなり負担をかけてきたということもありまして、設置後またそういう状況を把握してもらいながら毎年度毎年度会議集めてですね、状況をとってということになると、また代表者にかなりの負担がかかってくるということもありますので、これがまた大きな災害等があって地区の組合等ではとても対応できないというような被害が出た場合については、町ももちろん検討していきますし、何らかの対策を講じていかないとだめだというふうには考えておりますけれども、通常の被害等、まあ今年の春の雪等でもかなり被害が出たというふうに聞いておりますけれども、それぞれの組合で対応してもらっているような状況になってございます。またそれぞれの組合で温度差がありまして、管理についても真剣に取り組んでいただいている組合があれば、設置後あまり気をかけてなくて、草がそのまま登ってきているですとか、扉が壊れている、またクマ等で柵が壊されている等、きちんと組合自体で把握をしていなかったり、代表者もなかなか決まっていって決まっていないような状況、なかなか地区の取りまとめに難しい地区もあるということで、一堂に会してその地区地区の事情、状況等がありますので、なかなかそういう場面で話しにくい場面もあると思いますので、個別に何か問題がありましたらですね、ぜひ産業課のほうに話をきていただければ、相談にのっていきたいと思いますけれども、基本は維持管理につきましては、維持管理組合等で責任を持ってやっていただくというふうになっておりますので、行政のほうとしましても被害の状況を全く把握していないわけではございませんので、そういう部分を含めて、責任分担をしながら事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほう、お願いしたいと思います。

議長

中川議員。

4番

中川議員

私はですね、やはり、その管理不足、ということによってね、柵の近くに畑とか、そういうところがありますけれども、作業事故につながらなければいいかなと思ってます。できれば安全対策を徹底し、前向きに検討のほうよろしく願います。最後になりますけど一つ確認したいことがあります。平成25年3月11日から平成39年3月31日までとするという契約期間があります。これ委託の期間ですね。この期間が終わり次第、各維持管理組合から町へ

移行するという考え方でよろしいのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいです。

議長

産業課長。

産業課長

柵の耐用年数が15年弱ぐらいということでメーカーのほうからも保証をもらっているところでございます。ほかの自治体ですでに実施をしている状況を聞きますと、きちんと管理をしていけば20年以上もっていくということでございます。維持管理組合の期間として耐用年数の期間、まず維持管理組合は何か維持してやっていってほしいということで、そのような契約になっているかと思っております。その期間近くなりましたら、それ以降のことにつきましても、自分たちの農地は自分たちで守るという基本的な方針にのってですね、町も農業者、受益者自体できない部分については、サポートというか、そういうかたちでやっていきたいというふうに考えておりますので、その際に各組合と話をしましてそのあとの状況をどういうふうなかたちで管理していくのですとか、張りかえるだとかもし出てきた場合ですね、協議をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお聞きしたいと思います。

議長

中川議員。

4番

中川議員

せっかくですね、お金をかけてつくったものですから、大事に使っていかねばならないと思います。そのためにもですね、やっぱり管理体制は必要ではないかと思っておりますけども、そこら辺のほう、前向きな検討よろしくお聞きいたします。以上で終わらせてもらいます。

議長

今の最後の件について、産業課長。

産業課長

いただいた意見のほうはですね、今後の整備等について生かしていきたいというふうに考えております。日常の管理につきましては、維持管理組合のほうにお願いしておりますし、きちんと管理することによって長く使えるというかたちで最終的には受益農家の方、また行政的にも負担が少なくなるということもありますので、放置しておきますと本当に14年ももたないでだめになっていくということもありますので、各地区において、その辺の管理についてお願いしていきたいというふうに思っておりますし、そういう啓発等も町の広報紙ですとか、そういうものも使いながら管理についてお願いしていきたいと思っておりますのでよろしくお聞きいたします。

議長

中川議員の質問は終了いたします。続きまして、7番井澤議員を指名します。井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。私は3件の質問を用意しておりますので、一つずつ進めていきたいと思っております。まず第一に、介護保険サービス事業についてということで、本年の介護保険の法律の改正によって介護の段階、7段階の内の介護の少ない要支援の1、2がこの3年間で自治体に移管されていくということが、法律で決まりましたけれども、今8月31日付けの北海道新聞によりますと、今年度中に要支援に移行するのは、道内179市町村のうち7市町ということで、あと来年度中というのが17、17年度ってというのが133。さらに未定という回答が22あるというような状況ですけれども、この平取町については、要支援1、2、サービスの内容としては、訪問介護と通所介護ですけれども、このことについて、法律に決まっておりますのでその見通しについてお聞かせをいただきたいと思っております。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

ご質問に答えいたします。8月31日の新聞報道でもございますが、要支援サービスの市町村事業への移行ということであります。これは、介護保険制度の改正に伴いまして、介護保険サービスの一部を2017年度までに市町村の事業に移行とするものでございます。内容といたしましては、今議員がおっしゃいました、介護保険はですね、日常生活の常時介護が必要な方、これ要介護、5段階ございます。こうした要介護状態を予防する、要支援が2段階にということで分類されております。今回移行される要支援1、2のうち、訪問介護、通所介護の介護予防給付事業が地域支援事業に移行されるということであります。この移行後も介護保険制度の内容でサービスを提供するということとなります。基本的には内容は変わりません。給付事業から補助事業ということになりまして、事業費の上限ということが出てくるかなと思っております。この事業も市町村が地域の事情に応じて、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みということになるかと思っております。それで、効率的なサービスを提供するというので、市町村の判断で地域のボランティア、また民間団体など、地域の資源を活用して事業を進めるということになってきます。実施時期ということでございますが、この新聞報道で出されているのは7月現在の段階で取りまとめたものだと思っておりますが、平取町といたしましても厚労省の早期の移行を促すということで、早い時期に実施するほど財政的に市町村を優遇するというのであります。こういうこともございまして、平取町におきましても、遅くとも28年の4月を目途に関係者による準備委員会を立ち上げまして、そこで体制の整備を図っていききたいとそのように考えております。以上です。

議長

井澤議員。

7番

28年4月を目途にということですが、一部、何か先行してやるとかそ

井澤議員 | のようなことは考えておられないのでしょうか。

議長 | 保健福祉課長。

保健福祉課長 | 体制整備が整えば、実際のところ、3月、本年度28年の3月くらいを目途に、ちょっと考えてもおります。以上です。

議長 | 井澤議員。

7番井澤議員 | 北海道新聞の記事の末尾に北星学園大学社会福祉学部の杉岡直人教授はという言葉で載ってまして、ボランティア頼みでは助けあい、支えあいのシステムをつくることは難しいと。地方では介護従事者の確保すら困難な状況にあり、行政は、財政的な支援などで、担い手確保を後押しすべきだというようなことがありますけれども、この担い手、ホームヘルプサービスとかデイサービス業の担い手の確保についてはどのようなことを考えておられるのでしょうか。お答えをお願いします。

議長 | 保健福祉課長。

保健福祉課長 | 担い手サービスの育成ということではありますが、特にうちの目立った動きはしておりません。ただですね、ヘルパー研修などですね、今、民間事業のほうでしておりますので、そちらへの派遣だとか、そういうかたちでいろいろ広報的なことは、やっております。以上です。

議長 | 井澤議員。

7番井澤議員 | 担い手の確保では大変残念なことでしたけれども、介護福祉の取得資格の単位数が上がったことによって、平取高校で行われていた介護福祉士の養成コースがなくなったことは、私どもの地域としては、平取町としてはいかにも残念なことではあったんですけども、初任者研修というかたちで希望する者は資格を取ることも勧められているのではないかと思いますけども、かつて平取町で行われていた今はないのかもしれませんがヘルパー3級とか2級の養成講座というのはありますけど、具体的に仕事につながる、これは要支援のことばかりじゃなくて特養のかつら園の職員の確保にも厳しいっていう状況があるようですけども、具体的に仕事につながる意味でそういう養成講座、一番身近なところで言えば初任者研修ですけども、この辺のことについて平取町として今後取り組む考えについてはいかがでしょうか。

議長 | 保健福祉課長。

保健福祉課長 介護員の初任者研修、ヘルパー２級ということになるかと思いますが、今現在ですね、富川の民間の事業所が毎年ヘルパーの初任者研修を実施しております。その中で、本年度は平取町では開催はされませんが、ほぼ富川の事業所を主体に開催をしております。あとこれは毎年開催されておりますので、希望のある方はそちらにうちのほうから行っていただいているという、そういう状況であります。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 希望の方はその富川での施設でやってる初任者研修、もしくはさらにその上の介護福祉の研修についても行われているように聞いたことはありますけれども、その富川まで行って研修を受けるに関して、希望者に対して、町としては何か補助のようなものは行っているのでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的には、行っておりません。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 その補助について、やっぱり考えることが大切ではないかと思うんですが、先回の6月の定例議会でも、かつら園に関するこのなかで職員確保のところでも質問をいたしましたけども、町内の高校、もしくは町外の高校行って、その後、介護福祉等の資格を得られる、方々は結構多いように思いますけども、平取町に戻って、すぐに戻って来る方が少ないなかでなかなかその職員の確保は、特に介護福祉の確保は難しいというようなことがありますと思いますけれども、一番身近なところで、隣の日高町富川地区でやってるそういうグロリアホームの研修等にですね、具体的にそれぞれの平取町内の施設のなかで、特養でいけばかつら園が50名、定員でショートステイ10名、ケアハウスしずかのところは、利用者数でいえば20名で、ここは職員数は少ないと思いますけども、あとは振内のこころのホーム等についても、職員が経常的にやっぱり、新しい人材、できれば若い人材がきおくしてもらいたいというか、きおくすることをしなきゃいけないと思うんですけども、その辺のことについて、やはりいいいなっぱかりでなくてそういう他の町の事業所に要請するのであれば、交通費を支援するとか、いろんな助成の方法があると思いますけれども、そのことを真剣に助成するし、経営は法人のことですからそれぞれの法人の中での採用というのは、法人が決めることだと思いますけれども、やっぱり養成した人で優秀

な人を積極的に採用していたというようなことがあると思いますので、その養成することがとても大事だし、そういう就職の可能性の高いというか、可能性のあることをしっかり宣伝した上で、養成費を助成する、そのようなことが大切ではないかと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

まずヘルパー研修、初任者研修ということでありますが、基本的には、今まででいきますと日高町と平取町、交互に開催、研修の回数ですね、開催されておりました。そのなかで、最近日高管内でそんなにないということで、管内から結構遠いところで浦河町からも来てるといような状況もございまして、最近日高町で一つの地区で集中してやっているといような状況でもございまして。あと担い手確保の関係になろうかと思いますが、その関係は今後十分検討しながら進めてまいりたいとそういうように考えておりますのでよろしく願います。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

質問の中でありましたそのそういう研修、今は初任者研修だと思いますけど、その研修を受ける人たちに町として町民の方ですけども、助成する考えはないでしょうか。

議長

今、検討するという、今後検討するというので回答がありました。

7番
井澤議員

失礼しました。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

それで、今の要支援のことと、それから職員、有資格者の養成等のことについての質問は終わりました、続いて要支援にかかわる通所介護とか、ホームヘルプサービスにかかわるところですが、町内の貫気別には老人福祉寮のやすらぎ荘というのがありますけれども、平成7年にできたと思いますので、もう20年を経過していますが、私貫気別に住んでることもありまして、大変、独居老人の方が、一人でお住まいができなくなったときに、希望者の方を受け入れて住めるということで20年の歴史がありますが、とても有用な施設ですが、その後町内にはこのやすらぎ荘のようなかたちの施設がつくられていないんですが、今、介護保険にかかわるところのなかで、生活支援ハウスのような施設を、検討しているということがありますけれども、その中身についてとか検討の状

況についてお知らせをいただきたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 生活支援ハウスの設置ということでありますが、今回ですね、第6次の総合計画の実施事業として、計画予定しております。これにつきましては高齢者世帯の増加に伴う、独立して生活するのに不安のある方が安心して健康で明るい生活が送れるようにということで、居住機能、それから交流機能、それから介護支援機能を総合的に提供するというので、高齢者向けの福祉施設になろうかと思っています。基本的な考え方でいきますと共同住宅に管理人がいるということで考えていただければいいかなと思います。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 6次の総合計画のなかに織り込むということで、計画中だということで、大変良いことかなと思いますけども、町内で何か所、そして、そこで何人ぐらいの施設を考えておられるのでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的にはワンユニット9人、プラス管理人入れまして10人の共同住宅ということになろうかと思っています。それを今の段階では2戸建設予定でございます。以上です。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 1ユニット9人、いわゆるグループホームと同じぐらいの人数かと思いますがけれども、管理人で一つのところを2戸ということですが、計画とは思いますがけれども、今貫気別に6人のこの生活支援ハウスとは厳密には違うのかもしれませんが、1戸あるわけですが、そういう独居高齢者の方のおられる割合とからいって、また地域的なその配分からいってどの地区に2戸を考えておられるのか、いかがでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今考えているのは本町地区に、基本的には今のところ考えているところであります。

議長 井澤議員。

7 番
井澤議員 それは2戸まとめてということでしょうかそれとも本町地区に2か所別な場所
にとということでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 同じ場所に2か所ということで考えております。

議長 井澤議員。

7 番
井澤議員 本町地区に同じ棟を並べるようなかたちで2戸ということですがけれども、貫気
別で6戸の20年の実績も大変に私は高齢者福祉の意味では貢献したと思いま
すので、貫気別よりももっと人口の規模の大きい地区は、本町はあたり前です
けれども、荷菜、去場、紫雲古津と考えてもそれぞれあるように思いますし、荷
負地区も戸数の多いところですが本町地区2戸は確保していただくけれども、
他の地区にももう1か所ぐらい検討していただくことが大切ではないかと思う
んですけれども、いかがでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 ほかの地区ということでございますが、基本的にまず、ひとつ、1か所建てて、
それからですね、状況をみながら、把握しながら進めてまいりたいと、そのよ
うに考えております。

議長 井澤議員。

7 番
井澤議員 総合計画ですから、10年の計画になるので今私も頑張らざるを得ないんです
が、2戸ということで決まってしまうたら、その可能性がほかの地区では閉ざ
されると思うんですけれども、他の地区でも、私は、私の知り合いも貫気別のや
すらぎ荘に入って快適な生活をしているのを見ておりますので、やはりほかの
本町地区に必要なことは2戸必要なことはあるいはもっとあってもいいのかも
必要なことわかりますけれども、町内の住んでいる高齢者の割合とか、またその
地区での高齢者の生活またご家族、ご家族がいなくなったときの独居でありま
すけれども、ご家族もその施設にやすらぎ荘に入ることによって大変安心して、
何かのときは連絡がつく管理人もいるということがありますけれども、10年の
計画ですから、2戸、本町地区2戸だけにこだわらず、プラスアルファを考え
ることはできないのでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

基本的に、今総合計画の事業計画予定ということで、とらえていただければと思います。確定したわけではございませんので、今後ですね、審議委員会とか、いろんなかたちでありますので、そのなかでも十分協議してまいりたいと、そのように考えております。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

それでは、デイサービス、通所介護のことについてですけれども、今かつら園に場所が併設しておりますデイサービスセンター1か所ですが、利用者数については増えたり減ったりということで、申し込みが過多で、早急にどこかに考えなければいけないという状況では数字的にはないと思いますけれども、その利用者が増えない原因の中には長距離、かつら園まで、特に振内方面、貫気別方面等の方々が長距離のバスに乗ってデイサービスを受けることに対する苦痛というか苦難、困難があるというようなことをお聞きしてるところがありますけれども、この辺のところを含めて、デイサービスの施設は新しく町内に別に設けるとか、バスのっていうか、乗車するバスの運行体制を考えるとかその辺のことについて、法人がやってることではありますけれども、介護の政策としてどのようなことを考えておられますでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

通所介護、デイサービスの利用者の長時間の乗車ということでありますが、今現在、かつら園本町地区に一つということで今利用者の中でいきますと、岩知志ですね、そこでいきますと約40分程度かかるような状況であります。以前は小型バスというかたちで1台のバスですずっと地区を回って運営していましたが、昨年度よりワゴン車を購入いたしまして、3台に分散しながら運営しているという状況であり、多少なりと乗車時間は短縮になったのかなと考えます。このデイサービスも平取町の地域性を考えると、地区地区にあるのが一番良いのかなとは思いますが、やはりデイサービスの運営だけではなかなか難しい。経理も難しいということもございます。その中で本年度、こころのホームふれないですか、デイサービス開所の準備に向けて進めてまいったんですが、介護職員の人材確保ができないというなかで断念したということもあります。ですが今現在もこの事業所とデイサービスの開所に向け、調整、また検討しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

井澤議員。

7 番
澤議員

先ほどの介護職員の養成、資格の養成ということと、今のデイサービスのお答えのところにかかわってきますけれども、こころのホームでデイサービスをやりたいという希望があって、町としても、やってもらいたいという希望があったけども、グループホームのほうとしては、現在二つのユニットでやっている18の方をお世話しているグループホームの職員確保も大変厳しい状況があるということで、今すぐに手がつけられないということで、町と色々な調整をした結果、今はちょっと止まっているということでしたけど、今課長からの報告がありましたけども、このことについては、今、職員の養成、資格養成のための補助金等で少なくとも初任者研修の方が幾人か、そして介護福祉の方が2人ぐらい確保されていくと、ほかにナースとか必要な職員、ケアマネージャーとかデイサービスセンターを開くには必要なものはありますけども、こころのホームのなかの人材を活かすということのなかでできてくるかと思しますので、総合計画の中に入れなくても、少なくとも今1か所、振内のこころのホームでデイサービスを開所しようするとき、町としては、それを支援していくことを考えているのでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

開所に当たっての支援ということでありますが、今建物ですね、外観的にはできて来ておりますが、そのなかで、設備なり何なりということが今後いろいろ出てくる可能性もございます。そういうなかでは、町としても支援していくというのが基本でないかなとは思っています。以上です。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

要支援の方々の利用の中からも一つですけど訪問介護に関してですけれども、現在、1週間での、延べの利用の人数でいくと80名ぐらいの方が、訪問サービス、訪問介護サービスを受けていると思っておりますけども、今土曜日の利用についてはごく少ない、まあ日曜日はサービスしてないという状況がありますけれども、今後、この高齢化のなかで、要支援者の利用希望が当然増えてくるというふうに考えますし、そういう意味では、人数的なこと、また曜日的なこと、そして24時間の訪問介護、その辺のことについては今後の見通しとか予定とかはどのようなことを考えておられるのでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

今かつら園1か所でデイサービスを行なっておりますが、基本的には要支援の方ですが介護保険の事業計画でもございますが、基本的にはそういう施設なりでのデイサービスをなるべく少なくする予防の介護事業を今十分検討している

ところであります。そのなかで施設の開所の、日曜日は休んでおりますが、その辺はそのままでいきたいと、そのように、まあこれは基本的には事業者が決めるということになろうかと思っておりますので、その辺は、ここでは何とも言えないような状況でございます。それとですね、今後在宅介護ということのなかで24時間体制で在宅を支えるという、これも介護職員と看護師の定期的な巡回ということになろうかと思っておりますが、これも定期巡回、随時対応型の介護訪問看護ということではありますが、これにつきましても、今、振内の事業所といういろいろ調整、検討しているということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

訪問介護は社会福祉協議会でセンターをつくってやっていますし、デイサービスは平取福祉会でやってるということ、一応組織が違うわけですけれども、デイサービスのほうでは機能回復訓練というようなことも取り組んでいると思いますが、訪問介護、デイサービス両方利用してのご利用者の方もおられると思いますが、その辺のことについては、平取福祉会のデイサービスセンターと訪問介護の社協の何というか、連携といか、そういうことに町の福祉課としては橋渡しをするとか、共に研修会持つとかそのようなことはされとるんでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

基本的にはですね、福祉会と社会福祉協議会というなかで、それと保健福祉課というなかで常に連携はとっております。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

今この介護支援の自治体の移管、平取町へこの3年間で、移行しなきゃいけないことも含めて、これは、要支援のことだけでなく、高齢者介護の介護保険にかかわることを含めて全体の何というか、町内全体を今後の見通していく、そういう高齢者介護というのか、福祉全体になっていきますけど、そういう組織ってのはどのように運営されているんでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

介護、高齢者福祉に関する今後の計画ということではありますが、基本的には第6期の、本年度出しております平取町高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画に基づいて、これは実施していくということでもあります。そのなかに策定

委員会のメンバーも記載されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 そうすると第6次のところでその計画なり委員会をつくっていくということでしたけども、現在は、組織があるんでしょうか、ないんでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 第6期の、今第6期目ですけど、その計画の委員というのはもうできてますので、その中で実施しております。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 それでは、1番目の介護保険サービス事業にかかわる要支援に関することについての質問を一通りさせていただきましたけれども、これから第6次の総合計画で行われるというそういう全体を取りまとめているなかで、もう、言わずもがなと思いますけれども、高齢者がどんどん増えていく状況、そして施設の充実、そしてまた一番大きなのは、それに携わる職員の方の養成ということが何よりも大切なように今質問させていただいても思うところでありますので、ぜひ委員会等が活発に行われて、また町からも、大胆な提言がされてですね、良いものとまとまることを希望いたします。続けてよろしいですか。

議長 はい。あと8分ほどありますので、2分前くらいまでは質問を続けていただきたいと思います。

7番 井澤議員 7番井澤です。2番目の質問をさせていただきます。2番目は川向沙流川アート館の整備についてということについて、お伺いいたします。沙流川アート館は開館25年目を迎えて、町内の芸術活動の拠点として成果を上げていますが、建物の老朽化が著しい、またトイレも水洗化もされてないということで、利用者にとって不快なものとなっているのが私も利用者の1人ですが、ずっと感じてきたところなんです。数年前にアート館のほうのトイレについては、昔からの落とし込みトイレですので、そここのところの改善を管理している川向生活館の委員会等から要望で暖房便座のついたトイレのようにかぶせておく洋式のトイレに改善されたという成果はあったんですが、臭いはいかんともしがたく、臭ってくる状況です。25年管理、管理員っていう正確にわかりませんが、アート館の場所で、1人の女性のアーティストが活動してくれたおかげで、25年目に活動が入っているという状況ですけれども、大変町内としての活動拠点で

もありますし、絵画教室を開いてくださっているとかいうことがありますけれども、ご本人も制作を大いに進めていて、道内各地また首都圏でも展示をしているという方がアート館の管理人の、管理人って言うていいんでしょうか、正式な名称わかりませんが、児玉さんという方がおられるおかげでここまで続いてきた。建物はご存じのように、実際建ってから何年経つかわかりませんが、閉校になってから26年目に入るんじゃないかと思えますけれども、そのような状況があります。それで、そういう一部、洋式のトイレがのせられたというようなことがありますけれども、まわりの環境が牧場、軽種馬の牧場に囲まれて、大変草地、牧柵がきれいな状況のなかで、そしてまた、小学校跡地ですから校舎があるし、また、柏の木の大きな銘木などがあって、いわゆる景観がとてもよい場所だ。その上に町からの補助金があって、川向の自治会が、毎月1回清掃したり、廊下、木質の分をワックスアップしているというようなことがあってですね、大変、良い状況が続いていると、活動としては良い状況が続いているけれども、ということです。それで、今年の3月に廃校を活用した芸術文化施設による地域文化振興の基本調査というのが、発行されてまして、5名の方が、会の名前はちょっとわからないですけども、5名の方が道内各地の、こういう廃校を利用した施設を記録して冊子にして出していますけれどもその中に沙流川アート館も紹介されています。大変ほめてくださってますけれども、そのようなことに関して、これが、芸術家の方々の目にも触れる機会になると、アート館で展示するものについても、町外からも今までよりも少しでも、増えてくるんじゃないかということがありますけれども、そのような状況でした。さらに、そのことを川向アート館で確認をしておりましたら、川向の自治会長から今年の5月に川向生活館、沙流川アート館と体育館を含めて、川向唯一の公共施設として一体的な改築をしてほしいという陳情書が出されていることを、お聞きしましたので、それも見せていただいて、コピーを手元に持っておりますが、これらを含めて川向での沙流川アート館、そして川向生活館、アート館には体育館が付属してますけれども、隣には八幡神社、先日お祭りが行なわれましたけれども、川向の有機的な施設がそこに集まっているような状況ですが、その川向自治会長からも一体的な改築の陳情書が出されているという状況ですが、この対応について、どのように考えておられるか、お答えをいただきたいと思えます。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時00分)

議長

再開します。午前中に引き続き、井澤議員の質問を行います。答弁をお願いします。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは午前中にご質問がありました井澤議員の質問、川向沙流川アート館の整備についてについてお答えをしたいと思います。数点のご質問からなっていたのかなというふうに考えておりました、まず1点目は、トイレの問題などが取り上げられていたかと斯様に考えているところでございますが、トイレ等の改修につきましては、また、それから臭い等が大変、とれないというようなことがお話しがございました。これにつきましては私どもの持っております予算の中で、他の施設との兼ね合いを考えながら順次整備をしていきたいと、このように考えているところでございます。また、有機的な施設が川向地区のこの地区に一体的に整備されているということでございまして、これらについて、今後改築をどのように考えているのかというようなご指摘、ご質問があったかとこのように考えておりました、私どもといたしましては、このアート館につきましては、すでに改築等を進めてきたという経緯がございます。従いまして、それらを今後どのように活用していくのかということにつきましては、地元の方々のご相談をさせていただきながらということになろうかと思いますが、一体的にどのように改築していこうかということについては、第6次の総合計画の中で具体的に考えていきたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

担当課の貝澤課長からお答えいただきましたけども、川向の自治会の高橋会長から町長あての陳情書としてあげられておりました、町長名で回答がされてますけども、町長はこの案件についてどのように把握しておられますでしょうか。

議長

町長。

町長

これらについては、第6次の総合計画の中で十分協議してまいりたいというふうに考えておりますし、また生活館、それからアート館の統廃合というか、そういったこともお話がございましたけれども、アート館についてはですね、校舎の状況というか、風情がですね、非常に良いというようなお話もございまして、いろんな、さまざまなご意見がございますので、地元自治会の意向等把握しながら将来的な利用形態も検討しながら、取り進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

要望書の中で具体的には書いておりませんでしたけれども、自治会長の高橋さんからお聞きした中では今の生活館では、葬儀をするのにも大変手狭だし、た

ぶんトイレも水洗化されてないんじゃないかと思いますが、生活館のほうですけども。そういうことで、川向で唯一の公的施設でそういう集会をする、葬儀も含めてですね、そういうところが今の生活館では大変手狭で不備であるということがあって、どの程度の予算がかかるかわかりませんが、体育館のほうが大変立派、まあ閉校してから26年ですが、体育館ができてから何年か私ちょっと把握しておりませんが、体育館に付属して、台所、トイレ等を作っていたら、葬儀もできるというようなことの希望をお聞きしてはいますが、そのことについて要望書の中には、葬儀のことについては含まれていると思いませんけども、地域としては、葬儀をする会場がしっかりあるということが何よりも大切ということがあるかと思いますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それではお答えしたいと思います。沙流川アート館につきましては、要望といたしまして川向自治会長から要望をいただいているところでございます。本年の5月23日に要望書いただいたということになっておりまして、6月23日に回答したところでございます。要望の中には1点目がアート館周辺の定住者住宅の建設及び改修事業、2点目がアート館と生活館の改修事業、3点目が道路側溝の改修工事というようなことで要望をいただいております。それぞれご回答申し上げたということになってございます。ただいまのご質問にありましたのは、アート館と生活館の改修事業ということに当たるのかなというように考えているところでございますけれども、この施設そのものは川向小中学校の閉校にともないまして私どもの生活館の附属施設として管理を行ってきたということになってございまして、それぞれ目的に沿った利用がなされてきていると、このように考えているところでございます。ただ、ご質問にありましたように、さまざまな利用がなされるということから、私どもといたしましては、それらの利用状況等を十分に検討し、さらに有機的な活用がどんな方法があるのかということを一体的にとらえて、今後の改築等を考えていきたいと、このように考えておりますので、その改築にあたりましてはさまざまな意見があるということ、ただいま町長からお話がありましたとおり、さまざまな意見があるということをお聞きしておりますことから、それらを加味しまして今後検討して、第6次の総合計画の中で実施をしていきたいとこのように考えているところでございます。以上でございます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

川向生活館のことで1点確認したいので。私は先ほどトイレの水洗化がされてないんじゃないかという質問、確認したんですが、それは間違いはないでしょう

か。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、私どものほうでトイレ等についても以前に改修を行ってきているところでございますが、ただいま質問にありましたようなことがあるとすれば、現地を確認した上で、先ほど申し上げましたように私どもの維持管理のなかで改修等を図っていきたいと、このように考えているところでございます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

川向生活館に関しましては、耐用年数20年を経過していないころからということで、その回答書に書かれてるんですが、建物自体はもう少し古い、もともとの建物は古いと思うんですけども、20年前に津川資金っていう町の資金で改築されたと思いますけども、それにしてもやっぱり20年ということの経過と老朽化、それでももうすでに20年経ってますので、老朽化してるし、各設備、床が抜けてる箇所がその後出てきてるとかというようなことを、自治会長がおっしゃってましたので、やっぱり今後の利用を考えていくっていう意味ではかなりな整備が、現在の生活館を生活館として利用する上では必要だと思いますけども、もし、せっかくそういうことに改築するのであれば、床がしっかりしているアート館の体育館のほうに台所とかトイレ施設を移設することによって、移設というかそこに建築することによって、生活館は別の用途で考えとかいうような方向もできるのではないかと思いますし、私がさっき最初に言いましたアート館のトイレ水洗化も一緒に実現できるんでないかと思いますけれども、そのことについてはいかがでございませうか。

議長

井澤議員、先ほどの答弁で、地元さまさまなご意見があるんで、十分地元の方々のご意見を伺った上で、第6次の計画の中で考えていきたいという答弁があったんですけど、その答弁では不足ですか。

7番
井澤議員

そうすると、総合計画の中でこれらのことについて、平成33年、10年計画の33年以降の後期になるということで、担当課からお聞きしたんですが、その辺のところについては、今、このように私質問してますけども、時期を総合計画をまとめるなかで、少しでも1年でも前倒しするとかいうようなことは可能でしょうか。

議長

その辺も含めて、多分地元と、十分きちんと。ご意見がさまざまご意見があると。会長さんはそうかもしれないけれども。とういうことで先ほど答弁されたんで、そういうかたちのなかで、地元との協議ということよろしいんじゃない

ないかなと私は判断して今発言しているんですけど、それでは足りませんか。
井澤議員。

7 番
井澤議員

はい、井澤です。それでは生活館にかかわることにつきましては、今のそれぞれのこれからも、また総合計画に向かっていろんなことで事情聴取り意見を聞いたりして進めていただくということでお願いしたいと思いますが、アート館にしましてなんですけども、アート館は町内で独立した唯一の芸術的施設ということで、中央公民館、そしてふれあいセンターとでそういう芸術的なあるいは文化祭的なものの展示ができていますけども、それはその行事、そのとき限りっていうことがあって、常設展示等ができないとか、細かい展示がなかなかできないということがあると思いますが、沙流川アート館につきましては、今年の計画では5回の展示をしているっていう、予定表が出てまして、実績として行われてますけども、これまで私の記憶で一番多いときは年に7回くらいの展示を行ってきたということがありますけども、現在の展示している部屋はちょっと手狭かなという感じをして、私自身も写真展で利用させていただいたようなこともありますし、そのほかの展示にも参加させていただいてますけれども、少し元の教室でしょうか、一部屋では手狭なっていう感じがしてますし、それからさらには、町内唯一の施設ということもありますし、町内の出身の方あるいは現在活動しておられて著名な方々の作品を常設展示するような場所として、今アトレイ部分で利用されていないところもありますけども、そういうことについて、ようするに、常設展示とか、現在の展示室の拡張とか、に関してはいかがでしょうか。

議長

町長。

町長

アート館については、芸術の施設ということで、常設のかたちで、手狭というようなことで、そういったものも、整備をしていただけないかということでもありますけども、基本的にはどうしても建て替えが必要な、アート館もひっくり返して公共施設については、それぞれの施設の老朽化の度合い、それからその施設の現在の使用の頻度、あるいは今後の地域での位置づけ、さらにはスクラップすることでの代替の措置、コスト比較などの過程を経ながら新たな施設を建てるか、あるいは廃止するか、もしくは補強、改修するかなどの判断と財政計画にのっとった整備のプライオリティーを選択しながら対応していかなければならないというふうに考えております。いずれにしても、地域とじっくり、生活館とアトリエと分かれておりますので、その辺については十分深く協議をしながら、第6次の総合計画の中で、中長期的な視点で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

大変前向きな回答をいただいたと思ひまして、ありがとうございます。それで、このアート館での展示をした、初めて個展をしたことから、道内とか国内あるいはニューヨーク等での展示もすることになったというような女性のアーティストもおられますし、今回 8 月の末に展示しました写真家の露口さんという方の展示がありまして、これがパンフレットですけれども、露口さんは国内的に大変著名な写真家の一人なんですけれども、そういう方がアート館でやってる絵画教室の方のご主人の長年の来お友達ということの縁があつてですね、今回、著名な写真家の方の展示ができたというようなことがありまして、そのアートの世界でもいろんなつながりのなかで、町外から大勢の方が、展示を見に来ていただいと。そのなかにも、それぞれ道内の公募展の作家さん、入選の作家さん、会員さんなんかもおられますし、大変そういう方々からは沙流川アート館の評価は高いものだと私も思っています。私もほかの苫小牧、札幌等の展示を見に行く機会がありますけれども、アート館の宣伝もしていますけれども、今後、町内ばかりでなくて、町外からも喜ばれるような施設に町長が計画の中で見直す中では建て替えもというようなこともありましたので力強く思いましたけれども、そのようなことで進めていただければと思います。このことに関してはこれで終わらさせていただきます。

議長

今のことについて改めて答弁求めますか。先ほど来の答弁で十分かなと思うんですけれども。それでは 3 番目に移ってください。井澤議員。

7 番
井澤議員

それでは 3 番目の質問に移らせていただきます。3 番目は畜産クラスター制度の実施状況と、町営牧場の利用促進ということで、畜産にかかわる酪農、黒毛和牛、農用馬そして養豚等のことに関しまして、かかわりますので質問項目は二つに分かれてきますけれども、まず 1 番目に畜産クラスター制度が今年度から始まりましたけれども、平取町と日高町で協議会がつくられて、自己負担 6 割での事業が開始されましたが、本年度のこれまでの事業実績と、来年からの予算規模等の見通しについてはいかがでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問にお答えしたいと思います。畜産クラスターにつきましては、畜産農家をはじめとして地域の関係事業者、行政や J A、普及センター等が連携し地域ぐるみで高収益の畜産を実現するための体制のこととさせていただきます。国は地域がこの協議会を設置いたしましてクラスター計画を策定することを前提としまして補助事業等の対象とするということで、平取町におきましても今年の 3 月に平取畜産クラスター協議会というのを設立しております。構成員としましては平取町、日高町、これはびらとり農協が富川も入っているということで、

日高町も入っているような状況になってございます。びらとり農業協同組合、日高農業改良普及センター日高西部支所、日高地区のNOSA I西部支所、畜産関係生産者会、生産者等また、コントラクター、農作業受委託の団体、うちで言うとアグリサポートになりますけれども、そういう団体が入って設立をしたというようなかたちになっております。事業としましては、畜産競争力強化整備事業、畜産収益力強化支援事業等がありまして、平取畜産クラスター協議会としては畜産収益力強化支援事業の機械リースの関係の事業が主立った事業ということで、国の平成26年度の補正事業を実施しまして、平成27年度繰越しになっておりますけれども、18の個人及び法人が事業を行っているというかたちになっております。これについては、先ほど言ったとおり、日高町のほうも入ってというかたちになってございますけれども、18の個人及び法人が事業を行って、事業自体では6400万ほどの機械装置価格の事業実施となっております。そのうち2分の1の補助ということで補助対象経費に対して3千万円の補助金が入っているという状況になってございます。これにつきましては、JAが生産者等の要望等を取りまとめて事業実施を行っているところでございます。ちなみに機械リース事業につきましては、以前は補助率が3分の1でございましたけれども、クラスターを計画することによって2分の1になるということで、その分、受益者にとっては恩恵があるといえますか、そういうようなかたちの事業になってございます。今後の見通しということでございますけれども、毎年JAのほうで要望を取りまとめながら、事業の要望書を取りまとめて対応していくというようなかたちになってございますので、ご理解いただきたいと思っております。ただクラスター計画については毎年度毎年度精度を上げたようなかたちの計画を出してきてくださいということで、国が予算している補助金に対して全国的にもかなり要望が多いということで、今後については計画自体を磨き上げて、精度のあるものとして、出してってもらってというようなことも言われてきておりますのでそういうような対応をしながら農業者畜産関係の農家等に有益になるような事業というふうにしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

議長

井澤議員。

7番

井澤議員

26年補正、国の補正の中で、6400万円が実績値としてなったということですが、JAで取りまとめた段階ではどれぐらいの規模があったかわかりますでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

この事業については町を直接通っていかないということで補助金等についても町を窓口としてやっていくような事業になっておりませんので、うちは正確に

把握はしてございませんけれども、J Aに聞いたところ要望を取りまとめたものはすべて今年度実施できたというふうに聞いております。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

これは、今まだ妥決に至ってないT P Pのことにかかわって、事前に足元を強化するという事業として機械リースが3分の1だったのが2分の1に、率を上げてくれるというのはそんなことで把握してよろしいのでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

T P Pももちろんそうだと思いますけれども、畜産の現状がかなり厳しいということもありますし、国の農業関係の補助事業につきましては、そういう計画を立ててきちんと将来像をつくって事業を行う団体ですとか、行政のほう、町だとかそういうところに補助をしてくというかたちに今変わってきておりますので、農業関係の補助事業についてはそういう計画をきちっと立てて将来どのようなかたちで伸びていくかというものを明示しながらその補助事業にあわせていくということで、その計画がないとなかなか補助事業にのれないということで、当初はなかなか計画するのも難しいということではあるものかと思っておりましたけれども、やはり補助事業にのれないということになりますと、地域の農業者に不利益被りますので、そういうこともあって今年の11月、そういうクラスター計画をつくりなさいというかたちで国から要請がありましたのでそれにのってつくっていったというようなかたちになってございます。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

直接役場が事務取りまとめ窓口となっていないということがあるて、まあ協議会の事務局は平取町が事務局でそれで、補助で日高町ということになっていたかと思うんですけども、この後今年の予算規模が6400万円ということがあったんですけども、取りまとめの中でほかの畜産関係の事業がこの畜産クラスター事業1本となると、ほかの事業に期待できないようなところがあると思っておりますけれども、この辺のところではJ Aが主たる窓口となれば、役場のほうでどれほど指導するというかたちじゃないかと思っておりますけれども、今後いま畜産農家も、酪農家も、つい最近一軒やめたりしましたし、肉牛、黒毛和種の繁殖農家も減りつつある傾向、そして、養豚も戸数はあまり増えていないという状況がありますし、農用馬も横ばいという状況なんですけども、この辺のところを、地域一体というのか、J Aびらとりの管轄で日高町の組合員の方々も一緒ということがありますので、まとめる上ではやはり平取町産業課の役場窓口の働きについていうのか、もう大変重要じゃないかと思うんですけど、それについて

いかがでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

当然行政として町の畜産関係の振興についてはもちろん舵をとりながらやっていきますし、先ほど言ったとおり生産者、農業者の要望の取りまとめはJAで行っておりますけれども、クラスター協議会の事務局は町で行っておりますし、各振興会等の総会ですとか役員会等にも、うちの職員が出て、いろんな意見を聞いておりますので、当然そういうようなかたちにしていくというような、リーダーシップを持っていくというようなかたちになっていくと思います。

議長

井澤議員。

7番

井澤議員

これまで通り、力強くこの新しい畜産クラスター事業に役場産業課としても取り組んでくださるというお言葉をお聞きして一面、安心するところがあると思いますけれども、農協が平取が富川と2月に合併いたしまして、それぞれに、例えば酪農振興会が二つあったのが今方向としては一つにまとめていくという畜産クラスターのその協議会の中でもまとめやすいなんていうこともあるかもしれませんが、相手があることですけども、役場事務局が大変心強くおっしゃっていただければ、この後も心配ないのかなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは次に質問にいたします。町営牧野は芽生と川向にありますけども、家畜の入牧事業の現状とまた町外者への利用の考え方は、どうかと。さらに条例で入牧料が決まっていますから、入牧料の低減については、第6次の総合計画のところあたりで検討課題となっているということをお聞きしてありますけども、町営牧場について、まず全般について、いかがでございますか。

議長

産業課長。

産業課長

町営牧野の運営状況といたしますか入牧の関係でございますけれども、平成26年度の入牧頭数につきましては、川向牧野におきましては農用馬で4戸24頭ですね。乳用牛で3戸26頭の入牧がございます。芽生牧野におきましては、こちらのほうは、肉用牛になりますけれども、6戸の農家119頭、それと畜産公社で46頭を入れてるというかたちになってございます。入牧料につきましては平成26年度で540万5千円ほどの入牧料があるということで、そのうち公社分では106万ほど納めているようなかたちになってございます。また町外者への利用ということでございますけれども、条例で定めております。町外者利用の場合については、放牧のみの利用になりますけれども、入牧料については町民利用の2割増しということで規則で定めておりますので、申し込

み等が来た場合については検討するということになります。ただ町長の承認した場合について入牧させるということになりますので、いろいろ家畜の場合、伝染病の心配ですとかいろいろそういう関係もありますので、そういう面を総合的に判断して入牧を許可する、しないというようなことを判断するようなかたちになっております。現実といたしまして、町外者の入牧があったというのは平成20年度に神内和牛ですけれども、それが150頭入ったということがございました。それが最後ということで以降東日本大震災後に東北方面の牛、馬等について北海道で受け入れが可能かどうかという調査が来たり、ほかの町村から数件今まで使ってたところが使えなくなったんで平取町さんどうですかというような問い合わせはありましたけれども、実際に入ってきているというような状況ではございません。また入牧料の軽減でございますけれども、各振興会等より直接的に要望は現在の段階できてないということで、以前にも議会で質問があった部分でございますけれども、現状入牧料の減額については考えていないというようなことで消費税が5%から8%に上がった段階でも入牧料等については値上げはしないようなかたちで現状維持でいくとういうかたちで行なっておりますし、今後各団体農業者の意見等、十分把握しながらそういう要望が出てきた場合については総合的に勘案しながら、町の財政状況もございまして、そういうのと相談しながら、検討はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

よく理解できました。町外者の利用のところなんですけども、先ほどからもありますけど2月に平取の農協と富川の農協が合併しましてJAびらとりということになりまして、日高町、今までも、かつての日高町の農協と合併したことがありますして、今回、富川の農協と合併したってことでありますが、そういう意味では条例とのかかわりもありますし、町外ではありますけども、この平取町を中心とするJAびらとりの傘下の主に酪農家、そして黒毛和牛繁殖農家等の利用について、先ほどお答えいただきましたの20%の町外については割増しってことなんですけども、その辺のところはJAびらとりの傘下にある富川地区の新しくJAびらとり傘下になった農家についてなんか検討いただけるような要素はないでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。町営牧野ですので町民対象ということが大基本になってございます。まあJAは合併して富川地区も一緒になってるということでございますけれども、町営牧野は町民を基本的に対象としてということになってございますし、町外者が来た場合については、町民との差別化というか町外から来

る場合については2割増しというような条例で定めている部分でございますので、それを基本に対応していきますし、農業関係ではJAの合併に伴いましてそのほかの部門でも、例えば農業支援センターで土壌診断等もありますけれども、その部分についても、町内の方については金額決まっておりますし、町外の方については、一定程度の割増しをもらってやるというようなかたちになってございますので、その辺のけじめというか、線決めは町民と町外というようなかたちに、基本的になっておりますのでご理解をいただきたいと思っておりますし、今後そういうような状況でJA等からも要望等があった場合については、先ほどから言っているとおり、町の財政状況もありますので、そういう部分も含めて検討はしていきますけれども、基本的には町民と町外者というような扱いで進めさせていただきたいと思っております。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

しつこく町外者の利用料のことにつきまして聞きましたのは川向の牧野についてはホルスタインの育成牛と、農用馬が放牧されているという状況で、私も20年ぶりくらいに先日庄野課長から図面をいただいたりしたのを見て見てきたんですけども、多分、あそこには農用馬とホルスタインを含めて、60頭ぐらいの要するに入れられる、頭数を入れられる何というか面積ではないかと53町歩ぐらいヘクタールぐらいあったと思っておりますけれども、それでいくと、今の頭数が少し小さくて草地の維持管理という面ではやっぱり適切な頭数に近いところでないかと後でのびすぎたやつを掃除刈りするとか、あるいは入れすぎると今度は牧草地が傷んでしまうってことがあって難しい面があるんですが、そういう意味で、川向牧野について、今冬季間だけですけれども、11月1日から3月31日までに二つの牧区、手前側の二つの牧区について、坂東牧場と2年の更新ということで貸し出しをしていますけれども、この辺の利用については、円滑に進んでいるんでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

冬季間の貸し出しにつきましては冬季間、町内のほかの農用馬、乳用牛の入牧はありませんので、その期間使わせてほしいという要望がありましたので契約書と各振興会のほうに断りを入れてというかそういうことをしまして、そのほかにも週報等で入牧したいところはありませんかということで要望が来たからそこだけ入れるということじゃなくて広くほかに入れたいところがあるかどうかという確認もとりましてそのなかで先ほど言われた牧場のほうで使いたいということもあったということで契約しながら、入ってるということで、現状では特に問題なく進んでおります。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

川向牧野については、今現状について状況もう把握することができましたが、芽生の牧野については黒毛専用で使ってるんですけど、近年、先ほどの数字も出していただきましたけども、利用が少なくて、その分採草、草を採ることができるように利用しているのではないかと思いますし、採った草は販売できるという良い草が採れるので販売できるということがありますけども、どなたに聞いてもその放牧しての子牛も母牛も、特に育成子牛については日増体重、1日の増体重について、芽生の牧野は特に成績が良いというようなことで、把握してますけども、利用者が減っている状況がありますけど、その辺のことについてはどのようにとらえておられるでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。芽生牧野のほうの入牧数減少ということでございますけれども、平成24年度で6戸103頭、平成25年度で5戸101頭、26年度で6戸119戸、平成27年度今年ですけれども、途中で入ったり出たりということはありませんけれども、利用の戸数は7戸ということで、特に極端に減ってきてるといような状況ではございません。それと議員言われたとおり牧野に入れておくと秋になったらまるまるとして戻ってくるということで、大変管理状況も良いということで評判は良いと思っております。利用状況については特に減少しているといような状況ではないということでご理解いただければと思います。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

すると芽生牧野について、まあ川向も牧野も先ほど言ったときにまだ入牧できる余裕があると思いますけども、芽生牧野については、まだまだかつてのもっと大きい頭数がいた時代があったと思いますけども、現代でももう少し、ダム工事等でひよっとしたら減った分があるかもしれませんからだいぶずっと以前のことの数字ではないと思いますけども、現在芽生牧野で可能な入牧頭数ってのはどのような数字になってますでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

可能頭数ということですが、はっきりとした数字については今資料ございませんので、後からでもお答えしたいと思いますけども、条例等によりまして、町営牧野の認容頭数、ということではこれは舎飼いの認容頭数というようなかたちにもなっておりますけれども、現状かなり古くなっているという

こともあるんで現状にあってない部分がございますけれども、肉用牛、乳用牛、農用馬、1日の認容頭数ということで川向、芽生合わせて550頭以内というようなかたちで条例等にはなっております。また肉牛のほうの舎飼いのほうの肥育については250頭以内ということでなっておりますので、現状では許容頭数以内にはおさまっておりますけれども、前回6月議会で質問あつてお答えしたとおり畜産公社自体の経営自体もかなり厳しくなっているというような状況がありますので、今まで預託ですとかそういう部分については受けておりませんでしたが、そういうのも考えながら検討しながら行かないとなかなか畜産公社自体の運営もそうですし、びらとり和牛自体の頭数も確保していけないということもありますので、預託も受けたいということもあまして、その分につきましては町の第6次の総合計画の中に入れながら厩舎を新しくしていくですとか、各施設の更新等も計画にのせながら対応していくということで検討しておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

今課長からあつた預託っていうのは肥育預託のことですか。これで質問を終わりたいと思ひますけれども、畜産農家が全体的に減少していくなかで、びらとり和牛としてのブランドを確立できてますけれども、先だつて公表されました白老の肥育牛の数字が約1200頭という状況。平取は400頭ということで、3分の1ぐらいのところですけども、大変肉がおいしいし品質も良いから、このブランドとして確立してると思ひますけれども、今いろんな面で肉が需要が大きいということがありますので、畜産公社の拡充、また、人員のてこ入れ等をすると同時に、各畜産農家、和牛農家については特に農協とも手あわせてですね、取り組んでいかなければ、この400頭の和牛の肥育和牛の生産も難しい、また和牛素牛の肥育素牛の出荷も難しいと思ひますので、その辺について、ぜひ6次の総合計画でいろんなものに取り組んでいただければと思ひますので、これで質問を終わります。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから申し上げたいと思ひますが、畜産振興についてはいろんな経営の問題、あるいは後継者の問題、いろいろ大変厳しい状況にございますが、これらを一挙に解決する方法というのは非常に難しい状況にございますけれども、いずれにしても、正確な現状把握とそれぞれの問題点、課題の洗い出しをしながら、それらの解決に向けて関係機関と取り組んでまいりたいというふうにご考慮しております。またびらとりトマトとびらとり牛については、平取町の2枚看板でありまして、大変重要でございまして、特に、トマトについては、順調に推移をしてございますけれども、びらとり牛については、減少傾向にあ

りますので、今後さらにてこ入れをしながら力を入れていかなければならないものと考えているところをごさいます、そのためにも、畜産公社の生産も増産できる体制づくりとともに、農家戸数もこれ以上減らさないことが重要でございます。また循環型農業にも貢献できるように、農協、関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長

以上を持ちまして、井澤議員の質問は終了いたします。続きまして6番高山議員を指名します。高山議員。

6番
高山議員

6番高山です。私は、通告してある動物由来感染症のエキノコックスの関係と、それと、びらとり温泉の無料入浴事業について、その2点について、それぞれお伺いをしていきたいと思っております。まず1点目のですね、動物由来感染症、俗に言うエキノコックス症についてですね、それぞれ伺ってきたいというふうに思っています。これは皆さんもご承知だと思いますけれども、北海道の礼文島の風土病でありました。それが、多分ネズミを媒体としたかたちのなかで、北海道全体に広がって、今では北海道全体が汚染区域ということになっているというふうにそれぞれ言われております。このエキノコックスにつきます自然界における寄生サイクルにつきましては、キツネと野ネズミの食べる食べられるの関係の中で、それぞれ寄生の連鎖が生きているような状況になっています。また、その虫卵がですね、何らかの関係で人にも感染して、長い潜伏期間を経てですね、肝臓に寄生をして発病するという、そういった意味では、現在あまりないですけれども、非常に恐ろしい感染症であるというふうに私は考えているところがございます。また最近の報告では、北海道全体の中で、約40%のキツネがですね、このエキノコックスに感染しているというようなことがありますので、最近ではですね、飼い犬だとか飼い猫だとかっていうそういったものにもですね、感染が心配されているというような状況であるというふうに私は理解しております。その中で、まず1点お伺いしたいんですけれども、本町におけるエキノコックスに係る対応についてということで検査の体制であるだとか予算措置であるだとか、現在の発病状況、啓発活動等についてですね、まず伺っておきたいと思っておりますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

議長

町民課長。

町民課長

それではお答えいたします。エキノコックス症は、エキノコックスという名前の寄生虫が主に肝臓に寄生して起こる病気でございます、道内では議員ご指摘の通り毎年20名程度の患者が見つかっております。このエキノコックスは自然界においては、主にキツネと野ネズミに寄生しており、私たち人間は虫卵に汚染された野菜や山菜、沢水を直接口にしたり汚染された手や指を介して感染し、野ネズミと同様にエキノコックスの幼虫が肝臓に寄生しますが、人から

人に感染したり野ネズミから人に感染することはございません。人にエキノコックスが感染してもすぐには自覚症状があらわれず、無症状のまま見つかる人もおりますが、数年から10数年の潜伏期間を経て、上腹部の不快感や、膨張感が出現し、次第に肝機能障害に伴う症状があらわれ、放置しておくとならば、命にかかわることもあります。これは予防できる病気であり、早期発見・早期治療が大切だと言われております。平取町におけるエキノコックス症の対策につきましては、有害鳥獣駆除事業の中で、キツネの駆除を行っており、駆除したキツネにつきましては、エキノコックス症の媒介動物疫学調査を北海道静内保健所経由で行っております。平成27年度は3万円を計上しております。また人への感染につきましては血液検査を実施しております。町内在住の20歳以上の方で、今まで一度も検査を受けたことがない方や検査を受けてから5年を経過している方を対象に無料で行っているもので、平成27年度は6万3千円を計上しておりますが、そのほかに総合健診の中でも検査を行うことができます。平成26年度の受診者数は126名で陽性反応の方はおりませんでしたが2名の方が疑陽性、陽性の疑いがあるということで、2次検査を受けていただいた結果、所見なしで経過観察となっております。日高管内では平成18年度以降出てないと聞いております。今後もエキノコックス症の予防や早期発見、早期治療を推進するために、町民の方へのエキノコックス症の正しい知識の普及を広報紙等を通じて図るとともに、健康診断での血液検査の受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

高山議員。

6番
高山議員

ただいま平成18年以降については、発病のそういった状況はないということと、検査の中で一般検査の中でエキノコックスの項目を入れながら、それぞれ検査してるほかにも、独自にそれぞれ検査をしてるというふうに理解をしております。ただ平成15年に天皇陛下が北海道来道時にですね、北海道特有のエキノコックスについてはどうなっていますかというようなご質問があってということがそれぞれ新聞に報道されたこともあります。また、道議会におきましては、平成23年の中村道議、26年の大崎道議がそれぞれエキノコックスに関するそれぞれの質問をしているところでございます。また、先般、ちょっと2、3年前でございますけれども、そういった道議会の質問を受けて北海道が日高振興局を通したなかで、それぞれ管内の各町のエキノコックスについての調査なりがあったというふうに聞いておりますけれども、それはどのような調査であって、どんな内容なのか、もしおわかりなのであれば伺いたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長 平成24年の11月に全道9か所でエキノコックス症の媒介動物対策会議がございまして、苫小牧会場に町から2名出席しております。その後平成25年2月にこの会議に出席した市町村を対象に、媒介動物対策のフォローアップ調査がございまして、調査内容につきましては、町が行うエキノコックス症の媒介動物対策として、次年度以降、駆虫薬入りのベイトを散布する予定があるかということでございました。問いに対しましては、駆虫薬の散布については実施予定はなしと。実施しない理由については財政面の問題とキツネの有害駆除で対応することで回答しております。今回事業実施については、広報紙での注意喚起と有害駆除の強化と回答しております。以上でございます。

議長 高山議員。

6番 高山議員 実は平成23年度までにおきまして、23年から過去3年間、町内の民間団体がこのエキノコックスの駆虫薬による感染源対策、もしくは町内のそういった意味では感染動向状況等を調査をしているところでございます。基本的には、この駆除ということで今担当課長からお話がありましたけれども、この駆虫薬を使うやり方につきましては、基本的には虫下しをキツネに食べさせる。それによって体内に成虫を出して死んでしまうという、そのキツネとネズミの間の連鎖を断ち切るというやり方です。キツネの習性というのは、キツネはそれぞれ自分のテリトリーを持っておりますので、一度そういうかたちで汚染がなくなったキツネのテリトリーには、よそから入ってこないというような、そういったことを使いながらですね、実はそういう駆虫源対策、駆虫薬を使ってですね、感染源対策をしているということをしておりますけれども、担当課としては、そういった内容を承知しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 この町内の民間団体が、エキノコックス症の感染源対策について、駆虫薬の散布をしていたことについては把握をしています。平成24年25年の2年間、駆虫薬を散布した結果、キツネへの感染率が27%から15%まで低下した。また、犬についても振内地区で調査した結果、感染なしだったと聞いております。

議長 高山議員。

6番 高山議員 その調査の結果を見ますとですね、実は、今お話がありましたように、キツネの糞便を全町調査をしております。そのほかにも、飼い犬にそういった陽性反応がないかどうかという、振内地区だけは飼い犬だったんですけれども、そういった調査をしているところでございます。調査の結果を見ると、確かにベイ

トをまいたときに、感染率の低下というのは下がったんですけれども、実は調査したところ、実は、糞便の中に虫卵を残したまま排せつしている地域が実は町内に6か所それぞれありました。その中で、市街地に近いもの、実は学校のすぐそばで虫卵がというようなこともありますし、もしくはそういった意味では陽性の反応が出ているところもちょっとあるというふうなことがございますので、私は、そういった意味では、キツネの駆除ということじゃなくて、キツネと共存しながらですね、キツネの特性を利用した、そういう駆虫薬による感染源対策がですね、やはり必要でないかなというふうに思っています。今道内では羊蹄山麓の6町村、黒松内、それから清水町、鹿追町、大空町、そして豊浦ではですね、民間のボランティアの人たちが今はじめていきたいねというようなお話もそれぞれしているところがございます。そういった意味ではですね、私たちの町については、非常にそういった意味では、農産物が豊富にございます。ましてやびらとりトマトというそういったブランドのトマトもございますし、山菜の宝庫でもある。そういうなかたちのなかでですね、改めて、実はそういったかたちのなかで、このエキノコックスの感染源対策を実施する必要があるのではないかなというふうに私は思っています。私はこういったそのリスクマネジメントといいますか、こういう考え方というのは非常に重要であるかなというふうには考えておりますけれども、3年間やった事業はちょっと中断しておりますけれども、ぜひ事業を継続してほしいという私は考えておりますけれども、町の考え方をですね、伺いたいなというふうに思っております。

議長

町民課長。

町民課長

エキノコックス症対策は基本は、廃棄物を適正に処理することにより、キツネを人の生活環境に近づけないことであるとされております。この人の生活環境という点につきましては、最近の傾向としてキツネよりもアライグマによる被害が多発しております。アライグマの捕獲頭数につきましては平成20年度が52頭だったのに対し、平成26年度は210頭となっており、平成27年8月末で現在234頭の捕獲頭数となっております。このアライグマの増加がキツネのテリトリーに対しましても影響しているのではないかと考えております。今後もですね、広報紙等を通じて感染予防のための正しい知識の普及に努めるとともに、早期発見早期治療のために、健康診断での血液検査の受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。また駆虫薬の散布につきましては、道で設置しております北海道エキノコックス症対策協議会の媒介動物対策専門委員会におきまして、キツネに対する駆虫薬の散布につきましてはこうした基本対策にもかかわらず、キツネの出没を阻止できない場合に、一定地域において継続して散布することなどの方法により実施することが効果的であるとされております。道では駆虫薬を検討する市町村に対して、注意点や効果的な散布方法など技術的な助言をすと言っておりますので、今後、道や近隣町とも協議

を行ってまいりたいと考えております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

そういった意味ではですね、ぜひ今後ともですね、このエキノコックスの今発病者はいないということでありましてけれども、ぜひそういったキツネと共存をする、キツネの習性を利用したエキノコックスの感染源対策について、検討していただきながらですね、やっただけであれば大変ありがたいかなというふうには、私は思っていますけれども、そういったかたちのなかで1点目のですね、エキノコックスに対する質問を終わりたいと思います。続けて二つ目のですね、実はびらとり温泉における高齢者の無料入浴事業について、続けて質問をさせていただきたいと思います。昨年の6月から今年の3月まででそれぞれゆからの利用者につきましては、10万人程度、10か月で10万人程度ということになっているところがございます。そういった意味ではですね、非常に町民の福祉だとか、観光に寄与する施設ということで、町民各位の方々にとってもですね大変すばらしい施設だということで、好評であるということをそれぞれ聞いているところがございます。ただそのなかでですね、今年度の総合計画の中で、高齢者の無料入浴事業については、1千万程度の予算を実はみております。今回の予算書を見ますと、そのうち800万ということ、それぞれ予算計上しているところがございますけれども、まず伺っておきたいのは、この事業において、昨年の6月から今年3月までの間でこの温泉の高齢者無料入浴事業の入場券の利用の状況はどれぐらいの人が利用しているのかをまず1点伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。びらとり温泉ゆからの無料入浴券の利用状況ということでございます。1847人に給付いたしまして、1人当たり24枚ということで、26年度は1万3012枚利用されたという状況であります。パーセンテージにしますと、約29.4%ということになります。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今、1万3012人ということで、それぞれ利用者の人数が出ておりますけれども、この事業における利用券に対する実績としての支払い額については、いくらになるのか伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長 利用券に対する支払額ということでございます。1万3012枚でございますので、それに単価420円ですので、564万3720円支払っているという状況であります。以上です。

議長 高山議員。

6番高山議員 そういったかたちのなかで、それぞれの実績に基づいてお支払いをしているような状況でございますけれども、そもそもこの65歳以上の方に年間24枚をそれぞれに配布をして、計算根拠というのは420円というふうに聞いておりますけれども、この420円に設定している理由といたしますか、それはどういふことかまず伺っておきたいと思っております。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 420円の根拠ということではありますが、温泉、当初450円ということに進んでいたところではありますが、基本的には1人当たり420円ということでありまして、昨年度の予算計上ということになります。1800人に対して当初ですから、450円の24枚の7割程度を昨年度は見込んでおりました。その中で、実績といたしまして、1万3012枚ということで564万3千円の実績ということになっております。

議長 高山議員。

6番高山議員 今お話を聞きました。ただ一般の65歳以上の方々が、24枚の無料券を使わなくても100円という設定の金額ということになってますけれども、なぜこの部分だけ420円という設定なのか、どうもその辺がよくわからないので、その辺をもう一度説明をしていただければ大変ありがたいんですけど。

議長 副町長。

副町長 それではお答えを申し上げたいと思っております。新しいびらとり温泉ゆからにつきましては、新しい指定管理者にお任せをしております。温泉の運営をしていただくということで、アンビックスという会社に指定管理者を決定をしたという経過がございます。アンビックス社については、道内各地の公共の施設の指定管理を行っております。管内では新ひだか町の三石温泉蔵三もアンビックス社の経営ということで、アンビックス社で経営している三石温泉蔵三の入浴料が420円ということで、管内的に統一をしたいということで420円に統一をした経過がございます。この420円の根拠なんですけれども、実は北海道公衆浴場条例で定めてます、当時のですね、当時のいわゆる銭湯の入浴料ということ

で、420円。現在の消費税8%に上がってますんで、道の公衆浴場の入浴料は若干高くなってると思いますけども、この値段を据え置きをして420円に設定をしてやってきたということでございます。それと100円の設定なんですけども、実は古いびらとり温泉のときは65歳以上の老人については100円での入浴ということで、すべてやってきました。ただ指定管理者のアンビックスとの協議のなかで、実は100円の入浴はアンビックスとしてはできないという、そういう協議経過がございまして、それは町の政策として実施をしていただきたいということで、そういう協議の経過から無料入浴券を65歳以上の町民に対して、年間24枚、交付をしたという経過がございます。その後、アンビックス社の好意によりまして65歳以上の方の無料入浴券がなくなった状態でもですね、100円で入浴を認めたいというようなことで、それは後からアンビックス社の好意によって決まったということでございますので、一応、無料入浴券の配付については町の政策として実施をしたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長

高山議員。

6番
高山議員

基本的にはしたら年24枚の420円でカウントする金額を設定すれば、あとはアンビックスが通常、65歳以上の人については、100円を設定していただいているという町の政策としてではなく、アンビックスの好意でやっていただいているというふうにして理解してよろしいですか。

議長

副町長。

副町長

今ご質問の通りですね、100円料金というのは、アンビックス社の企業努力ということでご理解をしていただければと思います。

議長

高山議員。

6番
高山議員

それではちょっと少し違うかたちでということで、これらは各世帯に65歳以上については簡易書留で送っていらっしゃるというふうに思っています。簡易書留で送る送料のかかる経費と、それから、そういった意味では印刷費とそういったかたちのものについては、どれぐらいの経費がかかっているのか、お伺いをしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

まずこの利用券につきましては、まず金券ということで簡易書留で各個人世帯に送っているという状況であります。26年度の実績につきましては、印刷製

本費ということで1900セットで25万円、それから送料として書留でございしますが、これは1219世帯でございまして、45万8千円の経費がかかっているという状況であります。

議長

高山議員。

6番
高山議員

私はこの一般質問しているのはですね、町がそういうかたちで無料券を発行することについて、悪いということのお話をしてるわけではないんです。ただ420円に設定、アンビックスのご好意によって100円でやってるということは、だれも町民わからないです、それは町の政策としてやっていただいているのかなってというような理解をしている人がたくさんいるかと思います。私はですから、この420円で、実は簡易書留を送る、印刷する、人件費もかかるったら100万以上かかりますですね。そういうことなかでですね、ちょっとよくわからない積算根拠で65歳以上の人の24回分ということではなくて、例えば、24回であれば、月2回の無料の日を65歳以上で設定をする。100円についても町が政策として、実は、町民のために、福祉に寄与する、高齢者福祉に寄与する施設の料金を設定してるというようなこと考え方のなかで、例えば、そのために800万だとか、1千万を予算計上して支払っているということのほうはずっといいのではないかなというふうに私は、ですからそういうその書留を送るだとか、カードを作るだとかってということのないなかで、町が政策として100円にしたのも、例えば年24回無料にしたのも、全部町の政策予算の中で高齢者福祉に寄与するためにやったということにしたほうが、私は良いんじゃないかなと思いますけども、その辺、理事者の考え方はどうでしょうか。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからお答え申し上げますが、先ほど来、ご質問あったようにですね、びらとり温泉については、町民の皆さんの憩いの施設ということで、昨年7月に正式オープンしまして、1年以上が経過し、多くの方々に利用をいただいているところでございます。また、町内外からの交流拠点施設としてですね、平取町の新しい時代への活性化の一環ということで、平取町の潜在するさまざまなチャンスをしっかりととらえながら、新たな飛躍の力にかえていきたいというふうに思っているところでございます。そこで質問の関係でございしますが、これまで、そういう24枚の無料券については、65歳以上については、簡易書留で送付をしてございますけれども、いろいろいろいろな試行錯誤をしながら、町と指定管理者と協議を重ねた結果として明確な収支決算するベストな方法の一つは考えてございます。また2点目には町民の皆さんが、役場支所の窓口で入浴の無料券を申請しなければ、無料券がもらえないと

いう上から目線ではなくてですね、これまで町に貢献してくれた町民に対する敬意を表する施策として現在取り組んでいるところでございます。町民が役場まで申請に来るという手間と、時間と経費のことを考えますと、また窓口での混雑を考えますとですね、当然、既存の職員では対応できない状況が管内のなかでも散見されることが聞いておりますので、そういったときには、臨時職員を一定期間採用するというようなことを想定するとですね、コストも安いというふうに考えてございます。しかしながら、今、高山議員が申されたように、さらに効率的な方法になるとしたらですね、今後、指定管理者とも協議しながら、それらについてベストな方法を検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

高山議員の質問を終了いたします。続きまして、9番松澤議員を指名します。松澤議員。

9番
松澤議員

9番松澤です。先に通告してあります公共施設の老朽化対策についてと、地域資源活用事業等による観光の振興についてを質問させていただきます。まず、公共施設の老朽化対策について伺います。平成26年4月に総務大臣通達で公共施設等総合管理計画策定の要請が各市町村に出されました。公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてということで、その内容を抜粋しますと、我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続くなかで、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化にも資するものであります、とあります。国土強靱化とはどのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる強さとしなやかさを備えた国土地域経済社会を構築すること、となります。ということで、このことにも役立つものであるという政策だということでございます。この計画策定については、地方財政措置として、計画策定に要する経費については、26年から3年間、交付税措置率50%反映されること。計画に基づく公共施設の除去について地方債の充当。計画に基づく公共施設等の集約化、複合化について、全体に床面積が減少する事業に限り、事業債を創設、これは庁舎等は対象外となります。あと、公共施設の転用についても、地方債を創設するものであります。要するに、まず、計画を策定し、それに沿って事業を行っていくことにより、地方財政措置が施されるものです。平取町としても、この事業に沿って、老朽化対策に取り組んでいくべきと考えます。この26年4月

の総務大臣通達や交付税措置により、公共施設等総合管理計画の策定の自治体が増加しているなか、市役所を民間建物に賃貸で移転する例があります。また、室蘭市の胆振総合振興局合同庁舎、むろらん広域センタービルには利便性の高い複合施設として、胆振振興局、室蘭市、商工会議所、北洋銀行等、民間企業もテナントとして入居するなど、今までと違う柔軟な発想で対応する自治体が増えてきています。平取町も財政が厳しいなか、防災拠点となる役場本庁舎も老朽化が進み、対策を講じる必要があると思います。そこで、びらとり農協も老朽化で建て替えの話が出ているということなので、立地的にも、経済的にも、町にとっての大きな存在である農協の建て替えにあわせ、お互いの利便性を考え役場機能の農業施設への賃貸での入居、お年寄りが気楽にお茶飲みに集まれる場所等住民サービスの目的の共有スペースを併設するなど、また例えば、現在のオールシーズンパークに庁舎を移転してオールシーズン的なものをほかの共有スペースに移転するなど、いろんな発想をもってびらとり農協さんと検討してはいかがかと思いますが、町の考えを伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、今の質問にお答えをさせていただきます。まず質問としてですね、現在の役場の建て替えをどうするかといったことなんだと思います。まずその辺からちょっとお答えいたしますけれども、現在の役場庁舎、昭和40年12月に建設されまして、昭和60年に内部改修等を行いましたけれども、建物としては50年が経過しているというような状況になっておりまして、老朽化が顕著になっているというような状況になっております。昭和56年の耐震基準を満たしていないというような建造物でもありまして、主要な行政機能ですとか、防災の拠点施設としての機能も有するということから、地震等の災害に対応できる改修及び建て替え等を検討せざるを得ないというような状況になっているとの認識でございます。現在庁舎の建て替え等については第6次の総合計画で、まだまだ議論なり検討の必要はありますけれども、何とか建て替える方向でその時期ですとか、規模ですとか、財源の確保等についていろいろと検討しているというような状況でございます。ご質問にもありましたけれども、総務省が要請いたします、公共施設等の総合管理計画でございまして、これらを総務省が要請する理由として、質問にもありましたけれども、長期的な視点を持って更新、統廃合、それから長寿命化などを計画的に行うことによって、財政負担を軽減、平準化するというところで、最適な配置を実現するというようになってございます。現在6次の中でいろいろ各担当から上がってきているいわゆる箱物の改修計画についてはもうそのほとんどが建て替えなり改修の時期に差しかかっているというようなこともございまして、大きな建物としてはふれあいセンター以外、ほとんどが56年の新耐震基準を満たしていないというような状況でございまして、一気に、そういう改修の時期が重なるといったような時期

にもなっているということになってございます。こういったことからこれらの公共施設のスクラップアンドビルドなど、それから利用者の利便性の向上ですとか、それから建て替えた後のメンテナンス費用の低減を図るといった意味でも、施設の複合化、公共施設の機能の集約ということは非常に重要な視点だというような認識でございます。役場庁舎の改築を考える時に、現在ふれあいセンターに集約されております、保健福祉、それから住民窓口、それから今現在の役場庁舎、それから公民館にある他の部門も同一の施設、もしくは近隣に設置されることが利用者の利便性向上ですとか、組織内での職務の効率化などにつながっていくというような認識でもございます。ご質問にあるそういったことを背景にした農協との施設の複合化というようなご質問ですけれども、現時点で農協でも事務所、店舗の老朽化のために近い将来、建て替えの計画があるということは聞いておまして、この辺の複合化、併用化は先ほど言いました建物費用のメンテナンスの軽減ですとか、役場機能が市街地、ふれあいセンター近くに集約できるといった意味からも十分に検討する値があるのかなという認識はございます。ただ私どもの総合計画の計画スケジュールとかですね、庁舎以外にもいろいろ建て替えなり、改修が必要な公共施設もあるというようなことから農協側との整備スケジュールの都合ですとか、すり合わせ、それから民間施設と公共施設を併合することによる、法的な制約があるのかとかですね、それから単体で建てた場合、複合した場合のランニングコストの比較ですとか、それから住民ですとか農協の組合員さん、それから双方の組織、それから職員等の利用、運用についてもいろんなメリットデメリットをいろいろ検証すべきところがあるのかなというふうに考えてございますので、今庁舎内で6次の総合計画の樹立とあわせて、こういった建て替えを迫られている公共施設の、何と言いましょか、場所とか規模とか、事業年次とかを総合的に検討しているプロジェクトチームを同時に発足しておりますので、この辺もぜひそのなかで、また十分に検討させていただければと思っております。

議長

松澤議員。

9 番
松澤議員

そうですね。地方財政に対する措置なんですけども、除去に関しましては当分の間というふうになってますけども、集約化、複合化とか転用についてとかっていうのは27年度から3年間という制約がありますので、なるべく早く、使えるうちにできればなというふうに思っております。それで5月25日の病院改築の全員協議会のなかで病院に隣接する公民館、体育館の改築にあわせてこの地区を医療福祉文教エリアとしていく考えがあると説明いただきました。そして、農協、飲食店、停留所がある街の中心に役場庁舎、消防支署、ふれあいセンターを一つにして行政とにぎわいのサービスエリアとして考えながらやっていくことが必要なのではとおっしゃってました。町長がおっしゃってました。まさに理想のかたちで、だれもが望んでいることと思います。複合化によって

メンテナンス経費も節減というのは先ほど課長もおっしゃってましたけども、なにより職員間の連携やコミュニケーション関係課内の情報交換と町民に関する行政サービスが向上すると思います。そのことから、人口減少を見据え、行政サービス充実のため、行政施設を町の中心に集約させ、コンパクト化を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

まず、計画策定のための交付税措置の件ですけれども、これはたとえば計画策定のためにどこかの専門業者に委託したと、いった場合のそういった費用についての交付税措置と理解をいただければと思っております。今私どもは自前と言いましょうか、直営で平成28年度を目指して計画樹立したいというふうに考えておりますので、この辺のところはちょっと受けられない状況というか、受けられない状況になるというふうに思っております。それからですね、中心に集約させるコンパクト化ということでございますけれども、今現在、策定を進めております6次の総合計画の中で、人口の推計としては10年後の平成37年には4530人台になるだろうというような推計をしております。そういった明らかに人口が減少するんだということを前提に策定する、総合計画というようなことにならざるを得ないというふうに考えております。いかにその人口減少を鈍化させるかということ計画に盛り込むことが非常に重要なポイントなんだろうなというふうに考えております。こういった人口減少とさらに少子高齢化という、そういったものが必ずセットでついてくるというような現状でございます。そういった意味からも、こういった行政機関も含めて、いろんな機能を持った施設が集約されることは非常に町民にとっても非常に利便性の高い、効率的な環境づくりに資するものだという認識でございますので、先ほどの答弁にもございましたけれども、本当に・・・を図ってきっちりやりなさいという国の要請もわかるんですけれども、本当に限られた財源のなかでこれらをどうスケジュール立てて改築、整備していくかというのがですね、非常に至難のわざというところもございまして、この辺もぜひ念頭においてさらに住民にとって利便性の高い公共施設の配置を考えていきたいというふうに思っています。

議長

松澤議員。

9番
松澤議員

この公共施設等総合管理計画ができた背景には過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は本当に依然として厳しい状況にあるということと、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していく、絶対的に人口が減っていくなかでどのように変化していくのとあわせながらやっていったらいいかということは考えなきゃいけない

いというための計画だと思っております。先ほども言いましたけども、本庁舎は町の防災拠点としての役割が大きくて、建て替えの準備をしないといけない時期に来ていることは皆さんご承知と思います。財政難、人口減少、高齢者増加を見据えて、長期的に、本当に長い目で施設の使用状況を、どうかわっていかかということを含めて計画して、改築に取り組んでいただきたいと思えます。行政サービスエリアのまわりに、もしそういうものが、集約、コンパクト化できたとすればですね、そのまわりに遠いところに住んで、高いところに住んで高齢者の方の居住空間もそのまわりにつくるとか、そういう未来的にはそういうことが、理想の町になると思えます。新しくつくるということから、賢く使うということを含めて計画をすることを、進めてほしいと思っております。それでは次に、地域資源活用事業等による観光の振興について伺います。現在平取町において、地域資源を活用し観光客を呼び込む事業として無料シャトルバスの運行や現地ガイドの養成など、アイヌ施策推進課で実施されていますけども、これに対する事業内容について、町内外の認知度がまだまだ低いと思えます。旅行者は、旅行先や宿泊施設の決定について、何を参考にしているか、というデータを見ますと、インターネットの活用、ガイドブック、パンフレットの情報、家族、友人の話と続いています。何年か前までは家族、友人の話というのが1番でした。そして多くの資料を集めて、旅行に行って体験した人の口コミが最後に一押しとなって、そこに出かけるというふうになっているようです。おもてなしの充実など、旅先の印象が重要な要素となっているようですが、ガイド養成はこのことを念頭に入れながら取り組んでいるようです。無料シャトルバスの運行は、体験した人の口コミによる宣伝効果は本当に期待できるものでもありますが、人数が増えるということも期待する事業でもありますが、現実にはすごく安い2千円から4千円ぐらい、本当に食費等の実費のみの料金しかいただけてないんですが、10人、たまに10人ぐらいというのとか、見ましたら先日チプサンケには35名となってましたがこれはやっぱり知名度が高いせいなのか、このような人数というのはなかなかないような感じでびっしりとはいかない、バスの中がびっしりというのはいかないようです。今、インターネットによる情報収集は当たり前となってまして、家庭での活用が顕著となっています。総務省の調査によると、日本人の79.5%に当たる約9652万人が13歳から49歳では90%の人、インターネットを活用しておりまして、家庭での利用が1位となっています。24時間いつでも利用できることから、観光情報等の入手については、自治体や観光協会、施設等のホームページが有効な情報源となっています。それですので、せっかくの事業ですので、業務委託業者と連携により町のホームページを活用してこの事業を多くの人に知ってもらうのが有効だと思いますがいかがでしょうか。また、平取町を知ってもらうため、目からの情報も必要だと思います。他の町を車で通るとき、例えば黄色いひまわりがびっしり咲いていた、真っ赤なサルビアが長く長く続いていたなど、印象に残る町があります。義経伝説はあちこちにあり

ますが、義経神社までの道にずっと看板を立てている町があるそうです。平取町はトマト、和牛、すずらんのほかにもアイヌ文化、義経伝説等もあります。例えばですが、地区ごとに地名、アイヌ語地名、アイヌ語の由來說明など、道路沿いに平取町らしい工夫を凝らした看板を設置してはどうでしょうか。シャトルバスは平取町を走る時に自然と共存しているアイヌ神話をお話ししていきます。帰り道看板を見ながら各地区の名前の由来を説明する機会にもなると思いますが、看板には景観にも影響するので、慎重に検討しなければならないことだと思います。町民にもアイヌ文化に興味を持ってもらうことにもつながるかなと思いますが、いかがでしょうか。すみません、二ついっぺんに言ってしまいました。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それではただいまの松澤議員さんのご質問、地域活用事業等による観光の振興について、お答えをしたいと思います。すでにご存じのとおり、現在、私どもの課では地域資源を活用した観光客の呼び込み事業といたしまして、主に重要な文化的景観事業にかかわる普及啓発事業として、シャトルバスの運行を行っている取り組み、それから、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会、この事業の活動事業の中で行って取り組んでいる、シャトルバスの運行、こういったところが主な事業としてございます。ただいま議員さんのほうからご指摘ありましたように、これらの周知につきましては、現段階では新聞等を通じて募集を行ってきたと。しかしながら、限定的な区域での応募状況ということがございますので、それらについての改善が必要だと、このように考えているところでございまして、私どもといたしましては、ネットなどの情報の収集というようなことについても、視点をあてておりまして、今回、今年度からですね、地域資源を活用したシャトルバスの運行、これについても、平取町観光協会のフェイスブック上に運行を載せていただいていたたり、WAKUWAKU協議会のほうとしましては、現在協議中でありますけれども、むかわ町、日高町のホームページ等にもアクセスができて情報収集できるような、そういうようなシステムを考えているところでございます。また、びらとり温泉ゆからにおいてもシャトルバスの募集チラシの配置についてご協力をいただいておりますし、町内の観光関連施設などとの連携もしてきています。さらに、先ほど申し上げましたが、このシャトルバスの運行は、札幌市を中心とした道央区の方々を呼び込もうということですので、道新の札幌版のほうにですね募集広告を載せて、その成果としては顕著にあらわれてきているということになってございます。それからもう1点の観光ガイドの養成、これについても申し述べたいと思っておりますけれども、現在それぞれ先ほど申し上げました事業との関連の中で、ガイド養成を行ってきております。この方々につきましては当然、その町の地域資源について十分な理解が得られてないというようなところがございますことか

ら、地域資源をしっかりと見ていただいて、理解をしていただくと、そういうような初級段階からのガイド育成を行ってきているところでございます。現在30名の参加者をいただきながら、地域資源等についての理解を深めるよう育成を図ってきているところでございます。またご指摘にありました看板等の設置でございますが、景観に配慮したことも重要だよというお話しにありましたように、私どもといたしましては、平取町の特色ある看板の設置ということで、文化的景観、これの理解を深め、活用を図っていくという一環としても取り組んでいきたいですし、また別の意味でアイヌ語地名の由来を説明する看板、こういったものも例えばツアーの路線上にですね、設置をしていくというようなことも今後考えていきたいと、そのように考えておりました、ご指摘のあったことをですね十分、お話しとしていただきながら、参考として、実証していきたいと今考えておりますのでご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長

以上をもちまして、松澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了しましたので、日程第5、一般質問を終了します。休憩します。50分に再開します。

(休憩 午後 2時39分)

(再開 午後 2時51分)

議長

再開します。

日程第6、議案第1号教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号教育委員の任命についてご説明申し上げます。平取町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町字貫気別240番地6、氏名は本間稔浩氏でございます。生年月日は昭和35年3月10日、55歳でございます。次のページをお開き願いたいと思います。経歴概要でございますけれども、学歴では最終学歴は昭和56年3月に北海道拓殖短期大学を卒業してございます。職歴は次のとおりでありますけれども、多くの公職を歴任されておりますが、特に下から2段目にあります、平成19年11月10日から現在まで、平取町の教育委員会委員として、また、教育委員長として平成22年10月4日から現在まで活躍をされてございまして、人格、識見も高く、適任者でございますので、引き続き同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号教育委員の任命については任命同意することに決定しました。

日程第7、議案第2号平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案書3ページ、議案第2号平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、お手元にお配りいたしました資料、平取町個人情報保護条例の一部改正(案)について、をもってご説明いたしますので、資料をご覧ください。1の改正の理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と申しますが、この法律の施行に伴い平取町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。2の番号(マイナンバー)法の概要は、次のとおりです。(1)行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現を目的とするものであります。(2)平成28年1月1日から社会保障・税・災害対策の分野で個人番号の利用が始まることとなっております。(3)平成27年10月5日から国民全員に12桁の個人番号を記した紙製の個人番号通知カードの送付が開始されます。(4)通知カードに写真等を添付して個人が申請することにより、ICチップ付きの個人番号カードが発行されるものであります。個人番号カードは(2)で申し上げた行政手続の際に本人確認のために使用できるほか身分証明書としても利用可能となっております。これらはいずれも国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構から送付されることとなっております。(5)といたしまして個人情報を保護するための対策が図られることとなっております。3、条例改正の内容(骨子)につきましては、(1)といたしまして、定義の追加として、第2条4号、並びに第5号で、個人番号マイナンバーを含む個人情報を特定個人情報とし、特定個人情報を提供した場合の記録のことを情報提供等記録と呼ぶこととします。(2)特定個人情報の収集の制限について、第7条の2で、利用目的の明確化と必要最小限の範囲内での収集を義務づけます。(3)特定個人情報の利用の制限について、第9条の2で、災害等の緊急時を除き、明確な目的以外の利用を禁止いたします。(4)特定個人情報の提供の制限について、第9条の3で、法の定める正当な場合及び災害緊急時を除き、特定個人情報を他に提供することを禁止します。(5)個人情報の提供先への訂正通知について、第21条の2で、個人情報の訂正があったときは、遅滞なく提供先に書面で通知することとし、(6)特定個人情報の措置請求について、第23条の2で、個人情報が違法に取得された場合、(2)の第7条の2に違反した場合、第9条の2に違

反した場合及び、法で禁止される特定個人情報ファイルが作成された場合に、個人は、個人情報の利用停止または消去の措置請求ができること並びに、(4)の第9条の3に違反した場合は、個人情報の提供の停止請求ができることを規定をいたします。(7)といたしまして利用停止請求の手続き方法について、第23条の3・4・5・6・7で規定するものであります。4の施行期日については、附則で、(1)第2条以外の規定については、平成27年10月5日とし、(2)第2条の規定については、番号法の附則の施行年月日である平成29年1月1日を予定いたしております。以上、平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げますので、議案書の14ページをお開き願います。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例でご説明いたしました個人番号通知カード並びに個人番号カードについて、再発行する際の手数料の額を定める必要が生じたことによるものであります。変更内容についてご説明いたしますので、議案書17ページ平取町手数料徴収条例(第1条関係)新旧対照表をご覧くださいと思います。表の左側、改正案のオに記載のとおり、個人番号通知カードの再交付1件につき500円の規定を新たに定めようとするものであります。これは、今後、全国の都道府県と市町村から委託を受けた地方公共団体情報システム機構から全国民に送付される個人番号通知カードを町民が紛失した場合に、町が再交付を行う際の手数料であります。なお、この金額は、国の指導によるもので、日高振興局管内各町とも同じ額としております。また、附則におきまして、この規定は、個人番号通知カードが発送され始める平成27年10月5日から施行しようとするものであります。次に、議案書18ページ平取町手数料徴収条例(第2条関係)新旧対照表をご覧ください。こ

の表の右側、現行のエの住民基本台帳カード1件につき500円の規定を削り、左側の改正案のオの個人番号カード再交付1件につき800円の規定を新たに加えるものであります。住民基本台帳カードについては、個人番号、マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月1日以降、従前から町が町民の申請に基づいて発行してまいりました住民基本台帳カードは、その再交付や更新ができなくなることにより、当該手数料の規定を削除するものであります。また、個人番号カードの再交付につきましては、平成28年1月1日から個人の申請に基づき地方公共団体情報システム機構が発行する個人番号カードを、町民が紛失した際に、町が再交付を行う際の手数料であります。なお、この金額は、国の指導によるもので、日高振興局管内各町とも同じ額としております。なお、附則におきまして、この規定は、個人番号カードの利用が始まる平成28年1月1日から施行しようとするものであります。以上、平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書19ページをお開き願います。提案理由といたしまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約第1条の一部の文言整理並びに、同組合の構成団体に加入・脱退による異動があるため、規約の変更を行う必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明いたしますので、議案書20ページをお開き願います。同組合の規約第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」の規定を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加えようとするものであります。これは、平成23年5月に議員年金制度が廃止されたことに

に伴い、町村議会議員共済会が廃止されたことによる条文の文言整理であります。また、構成団体の加入・脱退により、同組合の規約から、「道央地区環境衛生組合」ほか五つの事務組合を削り、「とちかち広域消防事務組合」を加えるものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣がこれを許可する日から、施行しようとするものであります。以上、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書21ページをお開き願います。提案理由は、北海道市町村総合事務組合の構成団体について、加入及び脱退による異動があるため、市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容をご説明いたしますので、議案書22ページをお開き願います。これを要約して申し上げますと、同組合規約、別表第1の組合を構成する団体から道央地区環境衛生組合ほか5つの事務組合を削り、とちかち広域消防事務組合を加え、同組合規約別表第2の1から7、非常勤の消防団員に係る損害賠償に関する事務を共同する団体に、音更町ほか17町村を加え、東十勝消防事務組合ほか4組合を削り、同じく、別表第2の9、非常勤の職員の公務災害に対する補償に関する事務を共同処理する団体から、道央地区環境衛生組合ほか5つの事務組合を削り、とちかち広域消防事務組合を加えようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣がこれを許可する日から施行しようとするものであります。以上、北海道総合事務組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第5号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第6号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の23ページをお開き願います。提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体について、加入及び脱退による異動があるため、その規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容をご説明いたしますので、議案書24ページをお開き願います。これを要約して申し上げますと、同組合規約、別表第1、組合を組織する団体から道央地区環境衛生組合ほか5つの事務組合を削り、とかち広域消防事務組合を加えようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第6号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第7号平成27年度平取町一般会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

議案第7号平成27年度平取町一般会計補正予算第4号につきましてご説明申し上げますので、議案書の25ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ1億4513万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、57億7884万円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。第2条におきまして、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の33ページ上段をご覧ください。科目は、2款1項1目一般管理費11節需用費、金額は、1024万8千円、同じく、12節役務費115万円、同じく13節委託料1677万1千円、同じく、14節使用料及び賃借料55万2千円、同じく備品購入費81万円、同じく負担金、補助及び交付金500万5千円、以上、1目合計3453万6千円を追加しようとするものであります。11節需用費1024万8千円に関しましては、ふるさと納税による寄付金収入について、当初予算では年間200万円と積算しておりましたが、返礼品の内容の見直しを行うとともに、寄付に関し、インターネットのホームページからの直接申込とクレジットカードでの支払いを可能とするため、寄付していただく方にとっての利便性を向上させることにより、寄付者の数が大幅に増加することが見込まれることから、本年度における収入合計を2千万円と見込み、寄付者に対して贈呈する返礼品の購入や配送などの経費に充てるためのものであります。内訳は、返礼品の購入費用として1千万円。これは、寄付収入見込み額の50%とし、寄付金の半額に相当する価格の返礼品を贈呈しようとするものであります。残りの24万8千円は、印刷製本費で、返礼品のカタログと郵便局の振替用紙を印刷するための費用であります。これは、ホームページを用いず、従来の申込書と納付書等を使用して寄付を申し込まれる方に対応するためのものであります。12節役務費、通信運搬費115万円は、寄付していただいた方に、返礼品を贈呈する送料に充てるためのものであります。13節委託料は、当初予算において、ふるさと納税のインターネット専門サイトふるさとチョイスとの包括委託契約を予定しておりましたが、他社との比較をしたところ、経費等の面で、大手の運輸会社グループとの契約をするほうが、より安く、しかも事務負担も軽減されることが判明しましたので、当初予算で組んでおりました委託料118万円を全額減額するとともに、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度の開始に伴う住民基本台帳システム、地方税システム、障害者児童福祉国保介護健康管理システム等整備委託料1795万1千円を増額し、その差し引き、1677万1千円を計上しております。14節使用料及び賃借料55万2千円は、ふるさと納税の寄付金をクレジットカードで決済できるようにするためのふるさと納税システムの支払い手数料であります。18節備品購入費81万円は、新たに平取町に転入した方のマイナンバーの通知カード並びに個人番号カードに、住所を裏書するための裏書印

字システム一式を購入するためのものであります。19節負担金、補助及び交付金は、本町、貫気別、旭、岩知志の自治会に対するLED防犯灯設置事業費補助金で、事業費440万1千円の3分の2にあたる293万4千円を町が補助するほか、通常の自治会総合交付金で防犯灯の電気料金の値上げにより、予算不足分16万6千円、合計310万円を増額するものと、マイナンバーの通知カード並びに個人番号カードの発行に伴う経費195万円を地方公共団体情報システム機構に補助するための190万5千円、19節合計で、500万5千円です。次に、2款1項5目町有林造成費15節工事請負費250万円で、内容は、本年3月10日に発生した風雪害によって倒れた岩知志、振内、豊糠、芽生、旭地区の町有林9か所、合計16.73ヘクタールの倒木除去を内容とする保育間伐事業を行うものであります。次に、34ページ上段2款1項9目企画費15節工事請負費8911万1千円で、これは、ふれあいセンターびらとりの屋上に設置する計画の太陽光発電設備設置事業に対して、今般、環境省から補助の採択を受けたことにより、当初、平成28年度において計画をしておりました設置工事を本年度において、前倒して実施しようとするものであります。続いて、3款1項1目社会福祉総務費23節償還金、利子及び割引料、金額は、311万9千円であります。内容は、平成26年度障害者自立支援給付費道補助金について、既に概算交付を受けている補助金が、対象の方のうち4名について、転出・死亡などにより不用額が生じたため、今回精算により返還するものであります。次に、35ページ上段の3款1項10目福祉施設費19節負担金、補助及び交付金、金額は1500万円であります。これは、平成元年4月に開設され、既に26年が経過する平取かつら園の建物が老朽化して雨漏りが発生し、屋上の防水改修が必要となっているため、日本財団の補助金の決定を待って工事を実施する予定としておりましたが、今年度においても補助が採択されなかったことから、施設の運営上、限界が来ている現状を考慮し、本年度平取かつら園が屋上改修を行うための事業費3千万円の2分の1にあたる1500万円を町が補助しようとするものであります。続いて、5款1項4目畜産業費13節委託料で、金額は86万4千円であります。町は、今後、芽生の町営牧野の牛舎の改修を計画していますが、現在水飲み場に引き込んでいる河川からの水量が不足しているため、貯水タンクの設置を検討しており、渇水期に貯水するだけの河川流量があるかどうかを本年度調査する費用に充てるものであります。次に、36ページをご覧ください。7款2項3目橋梁維持費13節委託料370万円の減額と、同じく15節工事請負費370万円の増額で、3目における予算の節の振り替えであります。これは、本年度当初予算で荷菜大橋の橋脚2基に関する橋梁長寿命化補修実施設計を行う予定でしたが、社会資本整備交付金の要望額に対し、85%の配分となりましたため、これを1基に、一つに変更することなどによって、委託料370万円を減額するものであります。一方、豊糠、岩内橋について当初予定していた地覆と高欄の取替え工事が、資材や労務単価の高騰により、費用がかさみ、実施できない

見通しとなったことから、道に予算の増額を要望したところ、追加配分が認められたことにより、工事請負費を370万円増額して、当該工事を実施するものであります。歳出は、以上です。一方、歳入につきましては、29ページ上段をご覧くださいと思います。科目は14款2項1目総務費国庫補助金3節総務管理費補助金で、金額は1573万1千円であります。これは、先ほど歳出の説明で申し上げました33ページの社会保障・税番号、マイナンバーシステム整備事業に関するものでありまして、実質的に国からの全額補助によって実施するものであります。地方税システムと障害者児童福祉国保介護健康管理システムは補助率が3分の2であります。残り3分の1の町負担分は交付税措置がなされるもので、結果的に町の持ち出しは無いものであります。次に、14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金7万7千円の減額であります。歳出の36ページで申し上げました橋梁整備に関する予算の振り替えに伴って、荷葉大橋の設計委託料に関する国からの橋梁長寿命化補修事業交付金266万7千円を減額し、一方、岩内橋の工事に関する交付金259万円を増額してその差し引き、7万7千円を減額しようとするものであります。次に30ページ上段であります。17款1項1目寄附金1節寄附金で、金額は1800万円あります。これは、歳出の33ページで説明いたしましたふるさと納税について、寄附金額の歳入見込みを年度当初予算の200万円に今回1800万円増額して、合計で2千万円にしようとするものであります。続いて、18款1項2目沙流川ダム地域振興基金繰入金、1節沙流川ダム地域振興基金繰入金で、金額は300万円の減額であります。これは、歳出34ページのふれあいセンター太陽光発電設備設置工事の調査設計及び実施設計の委託料835万円について、当初予算ではそのうち600万円を沙流川ダム地域振興基金から取り崩して充当する旨、計上しておりましたが、今般、一般財団法人環境イノベーション情報機構の助成が決まり、設計費の助成が増えたことにより、当初、財源として計上しておりました沙流川ダム基金からの取り崩しを600万円から300万円に減額しようとするものであります。次に、31ページ上段をご覧ください。19款1項1目繰越金1節繰越金、金額は、302万3千円あります。これは、今回の補正に関して対象となる国や道の補助金や交付金や起債など、可能な特定財源を充当した上で、なお不足する財源につきまして、平成26年度一般会計繰越金から求めようとするものであります。次に20款5項1目雑入2節雑入で、金額は、9525万円8千円あります。内訳は、歳出の34ページ上段でご説明いたしましたふれあいセンター太陽光発電設備設置工事費に関し、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会からの独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金235万円を減額して、一般財団法人環境イノベーション情報機構から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金8744万2千円を増額すること並びに、歳出の33ページ下段でご説明いたしました町有林保育間伐事業に関し、風雪害により倒木したことにより下りる森林保険金1016万6千円あります。次に、32ページ上段をご

覧ください。科目は、21款1項6目臨時財政対策債1節臨時財政対策債、金額は、1619万5千円であります。これは27年度普通交付税の算定の結果、元利償還額の100%が交付税に算入される臨時財政対策債の発行上限額が確定したため、当初予算との差額を今回増額補正するものであります。以上、平成27年度平取町一般会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番
千葉議員 11番千葉です。33ページ、歳出の2款1項1目の中で、ふるさと寄付金の項目、委託料の関係でございますけれども、委託料の関係で違ったメニューがあったということで、そちらのほうが非常に安上がりだということで、返還したというかたちになってくるようでございますけれども、このふるさとの納税というか寄付金ですよね。このこと、今回ネット上にも入れて、そして相対的にこのふるさと寄付金が増えてくる予測ということでございますけれども、今後でもすね、こういったかたちで展開の方法を工夫しながらいくということで、まだまだ先の増額を見込めるような状況なのか、その辺の手腕というかテクニックがあるのであれば、この場でございますのでお聞かせいただきたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 ご質問のふるさと納税寄付金であります。ご案内のとおり各町とも今、インターネットやホームページを使用いたしまして、ふるさと納税の募集をいたしております。私ども平取町は、この9月にアップして、しかもクレジットカードの支払いができるようにしたのが、この9月であります。今後、12月に向けて、一番年度がわりのときが税の切りかえでありますので12月に向けてどこまで増えるかということですが、今回補正させていただきました2千万円を目標にして初年度でありますので、努力させていただく。もし仮に、それに以上寄付をいただけるということであれば、またそのときに補正をさせていただく。今申し上げます2千万円を目途に頑張らせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長 6番高山議員。

6番
高山議員 高山です。歳出の34ページの、企画費の中で、ふれあいセンターの太陽光設置の工事の事業費が出ておりますけれども、参考までにこれどれぐらいの発電量でふれあいセンターの1年間にどれぐらいの割合の電気量を提供できるのか、お伺いをしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。今回、グリーンニューディールということで環境省の非常に効率の良い補助金が充当できるというような機会がございましたので、申請をさせていただいたところ内示がきたということで、今回補正させていただいたところでございます。それでですね、ふれあいセンター全体でどのくらい賄えるのかというようなご質問ですけれども、現在ふれあいセンターの年間の電力使用量は23万4098キロワットアワーということでございまして、今太陽光パネルとしては18キロワットアワーの出力のものを設置するというところでございまして、この年間の発電量目安が1万8566キロワットアワーということで、全体からみますと7.9%程度を賄えるというようなことになってますけれども、この施設につきましては平成19年度の新エネルギービジョンにも位置付けた事業ということで、年次計画でずっと計画をしてきたものでございまして、計画通り進めるということになっておりまして、さらに蓄電池も今回防災拠点施設整備ということで、蓄電池は30キロワットアワーを蓄電できる施設を整備するというので、それに加えて30キロワットに対応する電灯もLED化するというような事業にもなっております。何かのときに大体3日間、その電気が確保できるというような、蓄電をするということで今回整備をさせていただくということになっております。

議長

5番藤澤議員。

5番
藤澤議員

5番藤澤。先ほどの千葉議員の質問の関連なるかと思うんですが、ふるさと納税の商品として黒豚、和牛、トマト製品ですか、加工品ですかという品目になるわけですが、例えば和牛については、JAびらとりとびらとりミートが商品を出して発送するということですが、これは、町側がだいたいお互いこう半分ずつつくようなとそういうことでなくて、両者の企業努力でどちらが多く売っても構わないと、いわゆる自由なかたちで販売といいますか発送ということでよろしいですね。

議長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。インターネットのホームページの中で、メニューがありまして、寄付していただく方が何がいいか自由に選択していただくことになっております。その結果、びらとりミートかあるいは農協さんのものになるわけでございます。それを発送するということですので、あくまでも寄付者の、寄付していただく方の選択ということであります。以上です。

議長

7番井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。33ページの19節平取町自治体総合交付金のところ310万円のところですけども、これについては、街灯のLED化のことに関する費用で、町の負担3分の2、各自治会の負担3分の1ということの今回、要望があって補正予算に計上していただいたわけですが、昨年11月そして今年4月と北電電気料が上がってですね、各自治体ですでにLED化を済ましてるような自治会はいいんですけども、そうじゃないところから今要望があがってきたんですが、手元資金の3分の1の財源がなければ町の3分の2の助成も受けられないと。20ワットタイプのLEDで約その機器工事費を含めて、5万円を超す金額ということが大体の数字だと思いますけども、今回はこういう補正で今年度分ですべていただきましたけども、北電にむだな電気代を払わないためにも、各自治体でまだどの程度LED化が残っているのか、希望があるのか、その辺のことで、次年度、平成28年度予算のところ、その辺のところを酌み取っていただくようなことを考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

議長

町民課長。

町民課長

このLEDの整備事業につきましては、ただいま議員ご指摘の通りですね、今回、北電の再々値上げにより、自治会の会計を圧迫して、電気代を支払うと事業ができなくなるということで再度要望を取りまとめたところ、4自治会から75基分、事業費で440万1千円の3分の2が町負担でございますので293万4千円を追加しようとするものでございます。LEDの事業につきましては毎年秋に次年度の要望を取りまとめておりますので、その中で検討させていただきたいと考えているところです。なお要望を取りまとめたときにあと各自治会さんにどのぐらい残っているのかというものを調査しておりますけれども、全町であと約580基ほど今回の補正を除いてですね、580基ほど残っているということでございます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

580基というと大変な総額の金額になると思いますけども、この辺のことに、各自治会、人口減のなかで大変、その3分の1の負担金ができなくて今回も数基の要望しか出せなかったというのを聞いておりますけれども、何か自治体に貸付金とか、というような方法をもってですね、できないかについてはいかがでしょうか。

議長

町民課長。

町民課長

このLED化の整備事業についてはもう始まって数年が経過しておりまして各自治会さんには3分の1についてはお願いしておりますので、第6次の総合計画の中でも年次計画で計画しておりますけども、3分の1については、自治会さんのほうで負担していただきたいと考えております。

議長

ほかございませんか。質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第7号平成27年度平取町一般会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第8号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第8号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案理由をご説明いたします。議案書の38ページをお開き願います。第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ183万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8957万1千円にしようとするものでございます。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、42ページをお開き願います。11款1項2目償還金23節償還金利子及び割引料183万1千円の追加でございます。退職者医療交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費等にかかる費用から、保険税を控除したものが、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、平成26年度分につきましては、3031万9千円の概算交付を受けておりましたが、実績精査の結果、交付金の確定額が2848万7722円となったことから、183万1278円の交付超過額が生じたため返還するものでございます。次に歳入についてご説明いたしますので41ページをお開き願います。10款1項1目1節繰越金に183万1千円を追加し、1183万1千円にしようとするものでございます。これは歳出でご説明いたしました平成26年度退職者医療交付金返還金の財源を繰越金に求めるものでございます。以上、議案第8号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第8号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第9号平成27年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第9号平成27年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。43ページをお開き願います。歳入歳出の補正第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1049万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億6859万3千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。歳出からご説明いたします。47ページをお開き願います。6款1項2目23節償還金利子及び割引料ですが、平成26年度介護保険給付費及び地域支援事業がすでに概算交付されております。それで確定に伴いまして、介護給付費負担金及び国庫負担金、道負担金、計906万7千円を返還するものでございます。内訳といたしまして、介護給付費が362万6千円、支払交付金が375万1千円、システム改修費169万のあわせて906万7千円ということになります。また、地域支援事業の補助金、これは介護予防包括支援事業ほかでございますが、国、道の負担分、142万6千円ということになります。以上、1049万3千円の交付決定額により返還が生じたため補正するものでございます。次に、歳入についてご説明いたします。46ページにお戻りください。8款1項1目1節繰越金でございます。歳出の1049万3千円を補正するものであり、償還金の財源を前年度繰越金に求めるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第9号平成27年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第15、発議第1号平取町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。それでは発議第1号平取町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を説明申し上げます。改正の概要についてでございますが、議会における欠席の届出の取り扱いに関して社会情勢などを勘案し、議員本人が出産の場合の欠席届について規定するものであり、標準町村議会会議規則の改正に伴い、平取町議会会議規則の改正を行なおうとするものでございます。この改正内容についてご説明申し上げますので最後のページの新旧対照表をご覧ください。第2条（欠席の届出）に次の項目を加えようとするものです。議員が出産のために出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。附則といたしまして、この条例は平成27年10月1日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第15、発議第1号平取町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決しました。

日程第16、認定第1号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、

日程第17、認定第2号平成26年度平取町各会計決算認定についてを一括議題とします。監査委員からの意見書並びに決算書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び平成26年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議をしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、認定第1号及び認定第2号については決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。特別委員会委員の選任につきましては、議会運営基準111、先例1により監査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く11名の議員を決算審査特別委員会委員に指名します。以上のとおり指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は、議長が指名したとおり決定いたしました。また、この決算審査を行うため、本議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますがご異議ありませんか。

(意義なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議しました。休憩します。直ちに正副議長室において、決算審査特別委員会の開催を求めます。監査委員除いて全員です。3時5分再開します。

(休憩 午後 3時55分)

(再開 午後 4時 3分)

議長

再開します。休憩中に開催されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われまして、その結果について報告をいたします。決算審査特別委員会委員長には9番松澤議員、副委員長には11番千葉議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお願いをいたします。

日程第18、報告第1号平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたしますので、48ページをご覧ください。この比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであります。49ページを開きください。平成26年度決算においては、健全化判断比率の表の上段に実質公債費比率だけに数値が記入されています。なお、下段の括弧書きは、これ以上の数値になってはならないという基準となる数値であります。今回初めてご説明申し上げる議員もいらっしゃいますので昨年度ご説明いたしました同じような様式であります。財政健全化判断比率に関しては本日お配りしております平取町の財政健全化判断比率【平成26年度】というカラー刷りの説明資料をもって説明させていただきたいと思っております。はじめに、健全化判断比率とは何かについて記載いたしております。これは法の規定に基づいて公表する自治体財政の健全化の度合いを示す指標であり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があり、この数値が大きいほど財政状況は悪いとされ、4つの健全化判断比率が悪化し、早期健全化基準になれば、自主的な改善努力が義務付けられるいわゆるイエローカード状態となり、さらに悪化が進み財政再建基準を超えれば、国等の関与で財政の確実な再生を図らなければならない言わばレッドカード状態となります。それでは、指標ごとに説明申し上げます。資料右側上の①の実質赤字比率であります。

これは外形的には黒字であっても、翌年度収入をその年度に繰上げしたり、歳入不足のため支払いを翌年度までに繰り延べるなどした場合、実質的には赤字となる状態を実質赤字と申します。実質赤字比率は、一般会計における実質赤字が財政規模に対して、どのくらいの割合になっているかを示す指標であります。平取町の実質赤字比率は26年度において、0%となっております。その下、②の連結実質赤字比率は、一般会計のほか、国民健康保険会計や簡易水道会計などの特別会計すべての会計の収支を合算し、連結した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字で、財政規模に対するこの赤字の割合が連結実質赤字比率であります。平取町の場合、26年度において赤字の会計はなく、比率は0%となり、①②双方とも、現状においては健全段階にあるといえます。資料の裏のページをご覧ください。左側の上③の実質公債費比率であります。実質公債費とは一般会計における起債だけでなく、簡易水道会計など特別会計が起こした起債に対する一般会計の負担などを含めた実質的な起債償還費のことです。この実質公債費が財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが実質公債費比率であり、過去3か年の平均により、算出し、国に報告することとなっております。この数値が、イエローカード状態となる25%以上になりますと、単独事業に係る地方債が制限され、レッドカード状態となる35%以上になれば、さらに一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。26年度単年度の平取町の実質公債費比率は、6.8%であります。24年から26年の3か年の平均比率で計算する国への報告数値は、7.5%となっており、実質公債費比率においても、現在は健全段階にあるといえます。次に④の将来負担比率であります。平取町には将来へのさまざまな財政的な負担が予定されている一方、将来に備えての基金や、町の起債の償還に関しては、普通交付税基準財政需要額に算入されるものもあります。これら将来負担からそれに対する財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対し、どれくらいの割合になっているかを示すものが将来負担比率であります。これが350%を超えますとイエローカード状態となり、財政健全化計画の策定を義務付けられることとなります。平取町の将来負担比率は、前年度報告に続き0%で、現在においては、健全な状況にあるといえます。この主な要因としては町の起債残高の減少、基金の規模が維持されていることがあげられます。財政健全化判断比率に関する説明は、以上です。続いて資金不足比率について説明いたします。議案の49ページにお戻り願います。公営企業を営営する地方自治体は、企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率、資金不足比率を毎年度公表しなければならないとされ、この比率が経営健全化基準20%以上となった場合は、経営健全化計画を策定しなければなりません。平取町が公開しなければならない会計は、国保病院特別会計と簡易水道会計であります。平成24年度において、病院会計に不足が生じておりましたが、25年度以降、これが解消され不足が生じなくなったことから、双方の会計とも資金不足比率は生じておりません。以上、報告第1号平成26年度財政健全化判断比率及び

資金不足比率についての説明に代えさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第18、報告第1号平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終了します。

日程第19、報告第2号、

日程第20、報告第3号、

日程第21、報告第4号、

日程第22、報告第5号、以上4件を一括して議題といたします。常任委員会委員長からの審査報告についてはお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

日程第19、報告第2号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第19、報告2号については報告どおり採択と決定しました。

日程第20、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第20、報告第3号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第21、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、報告第4号については報告どおり採択と決定しました。

日程第22、報告第5号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第22、報告第5号については報告どおり採択と決定しました。

日程第23、意見書案第6号森林・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8 番
四戸議員

8 番四戸です。意見書案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきたいと
思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第 2 3、意見書案第 6 号
について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 2 3、意見書案第 6 号については原案のとおり
可決しました。

日程第 2 4、承認第 1 号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを
議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ありま
せんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第 2 4、承認第 1 号については別紙のとおり
関係議員を公務出張派遣することに、決定しました。休憩します。これより
議長室において議会運営委員会の開催をお願いいたします。

(休 憩 午後 4 時 1 5 分)

(再 開 午後 4 時 2 0 分)

議長

それでは、再開をいたします。

お諮りします。意見書案第 7 号地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出
についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。ご異
議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第 7 号を日程に追加し、追加日程第 1
として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、意見書案第 7 号について提出議員からの説明を求めます。1 0
番貝澤議員。

1 0 番
貝澤議員

第 1 0 番貝澤です。意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第7号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第8号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第8号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第8号について提出議員からの説明を求めます。10番貝澤議員。

10番
貝澤議員

10番貝澤です。同じく意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第8号について、原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第9号2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第9号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、意見書案第9号について提出議員からの説明を求めます。10

番貝澤議員。

10番
貝澤議員

10番貝澤です。同じく朗読をもって説明に代えさせていただきます。
(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第3、意見書案第9号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第10号北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思いを。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第10号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第4、意見書案第10号について提出議員からの説明を求めます。9番松澤議員。

9番
松澤議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第4、意見書案第10号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思いを。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第5とし

て議題とすることに決定しました。

追加日程第5、承認第2号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案9件で原案可決8件、同意1件。発議1件で原案可決1件。認定2件で特別委員会付託2件。報告5件で採択4件、報告1件。意見書案5件で原案可決5件。承認2件で決定2件。お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。従って、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成27年第6回平取町議会定例会を閉会します。どうぞご苦労さんでございました。

(閉 会 午後 4時45分)